

第五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十一号

昭和四十一年四月二十六日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 小枝 一雄君

理事 木名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

金子 岩三君

白濱 仁吉君

高見 三郎君

中川 一郎君

野呂 恭一君

藤田 義光君

松浦 定義君

湯山 勇君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 大和田啓氣君

(農地局長)

委員外の出席者

議 員 湯山 勇君

(農林事務官) 横尾 正光君

(農政局参事官) 松任谷健太郎君

専門 員 松任谷健太郎君

本日(の)會議に付した案件

學校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特

別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、衆法第

三〇号)

野菜生産出荷安定法案(内閣提出第一三二号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十一号

提出第一四五号)

農地管理事業団法案(内閣提出第三六号)

○中川委員長 これより會議を開きます。

まず、湯山勇君外二十一名提出、學校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。

學校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

學校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の學校給食の実施に伴い、學校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(學校給食用の牛乳の供給の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、學校給食(學校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する學校給食をいう。以下同じ。)の用に供する牛乳(同法第四条第二項の乳製品を含む。第五条を除き以下同じ。)の円滑な供給が確保されるように努めなければならない。

(學校給食用の牛乳の無償供給)

第三条 国は、毎會計年度、學校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立又は私立の義務教育諸學校(學校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸學校をいう。)の設置者に無償で給付するものとする。

(學校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところによ

り、毎會計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、學校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

(買入価格)

第五条 国が第三条の規定により買入れる學校給食の用に供する牛乳又は學校給食法第四条第二項の乳製品の買入価格は、次の各号に掲げる価格とする。

一 牛乳については、牛乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める価格

二 乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十一号)第十一条第一項第二号の安定指標価格が定められているものにあつてはその価格、その他のものにあつては農林大臣が定める価格

2 前項の牛乳の生産者価格は、政令で定めるところにより、生産される牛乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める。この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

3 第一項の農林大臣が定める買入価格及び同項の生乳の生産者価格(以下「買入価格等」という。)は、毎會計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

4 農林大臣は、買入価格等を定めようとするときは、畜産物価格審議会の意見をきかなければならない。

5 農林大臣は、買入価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

6 農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、買入価格等を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による買入価格等の改定について準用する。

8 畜産物価格審議会は、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第七条第二項に規定する事項のほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

9 畜産物価格審議会は、畜産物の価格安定等に関する法律第七条第三項に規定する事項のほか、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

(生乳生産者団体からの優先買入れ)

第六条 国は、第三条の規定による學校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)からの買入れを優先的に行なうものとする。

(国の補助)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生乳生産者団体に対し、學校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化を図るため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費について、その三分の二を補助するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、學校給食法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第五條第四項、第八項及び第九項並びに次項及び附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 買入価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。
- 3 昭和四十一年度の第四期の計画の作成については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。
- 4 昭和四十一年度の買入価格等の決定については、第五期第三項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

- 5 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下農産物等と謂フ)」の下に「、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十一年法律第 号)第三條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル牛乳(以下学校給食用牛乳と謂フ)」を加える。

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に「、学校給食用牛乳勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条の三中「農産物等」の下に「、学校給食用牛乳」を加える。

第六条ノ二ノ二を第六条ノ二ノ三とし、第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 学校給食用牛乳勘定ニ於テハ一般會計ヨリノ受入金其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ学校給食用牛乳ノ買入代金、学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ關スル諸費、業務勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ關スル經費ニ充ツル為一般會計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ三中「農産物等安定勘定」の下に「、学校給食用牛乳勘定」を加える。

第六条ノ九中「農産物等」の下に「、学校給食用牛乳」を加える。

第八条ノ四ノ二中「輸入飼料勘定ニ付テハ」を「学校給食用牛乳勘定及輸入飼料勘定ニ付テハ」に改める。

ハ夫々」に改める。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

- 6 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度以降の予算について適用し、昭和四十一年度分以前の予算については、なお従前の例による。

7 食糧管理特別会計法第六條ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十一年度分(前年度に係る当該書類については、昭和四十三年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和四十一年三月三十一日における一般會計に所屬する資産及び負債でこの法律に基づいて行なう学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に係るものは、政令で定めるところにより、食糧管理特別会計の学校給食用牛乳勘定に帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号の四の次に次の一号を加える。

四十七の五 学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十一年法律第 号)の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付を行なうこと。

第三十四條第一項の表畜産物價格審議会の項中「及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十一年法律第百一十二号)」を「、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十一年法律第百一十二号)及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法」に改める。

第五十條に次の一号を加える。

七 学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関すること。

(酪農振興法の一部改正)

10 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條の三」第二十四條の三の四を「第二十四條の三・第二十四條の三の二」に改める。

第二十四條の三の二から第二十四條の三の四までを次のように改める。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第二十四條の三の二 政府は、牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることに伴ひ酪農の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に資するため、学校給食の用に供する牛乳を義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう)の設置者に無償で給付する措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

理由

牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、約六十億円の見込みである。

○中川委員長 湯山勇君。 ○湯山議員 たいだま議題となりました学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案につき、提案者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年に学校給食法が制定されて以来今日まで、全国の大部分の義務教育小中学校等において牛乳の学校給食が実施され、育ち盛りの児童、生徒の体位向上と食生活の改善等に少なからざる裨益をもたらしてまいりました。

ところで、このような現在の国内産の牛乳による学校給食については、今後、経済情勢の変化による供給上の不安や、現行の半額程度の国庫補助等において、必ずしも学校給食の円滑、かつ、完全な実施が保証されない面があることも認められるのであります。

そこで、日本社会党といたしましては、この際、国内産の牛乳による学校給食に対しては、憲法第二十六條の義務教育費無償の精神にのっとり、全額国費をもつて実施するとともに、これに必要な牛乳を完全に確保し、またあわせてわが国酪農の発展に寄与する等のために、特別の措置を講ずることが妥当であると考え、本案を提案したのであります。またこれがために、学校給食法の改正も必要と考えられますので、別途同法の一部改正法案を今国会に提案し、その御審議をお願いするのであります。

以上が本案を提案した理由であります。次に、そのおもな内容について御説明申し上げます。

日までに、全国の大部分の義務教育小中学校等において牛乳の学校給食が実施され、育ち盛りの児童、生徒の体位向上と食生活の改善等に少なからざる裨益をもたらしてまいりました。

ところで、このような現在の国内産の牛乳による学校給食については、今後、経済情勢の変化による供給上の不安や、現行の半額程度の国庫補助等において、必ずしも学校給食の円滑、かつ、完全な実施が保証されない面があることも認められるのであります。

そこで、日本社会党といたしましては、この際、国内産の牛乳による学校給食に対しては、憲法第二十六條の義務教育費無償の精神にのっとり、全額国費をもつて実施するとともに、これに必要な牛乳を完全に確保し、またあわせてわが国酪農の発展に寄与する等のために、特別の措置を講ずることが妥当であると考え、本案を提案したのであります。またこれがために、学校給食法の改正も必要と考えられますので、別途同法の一部改正法案を今国会に提案し、その御審議をお願いするのであります。

以上が本案を提案した理由であります。次に、そのおもな内容について御説明申し上げます。

日までに、全国の大部分の義務教育小中学校等において牛乳の学校給食が実施され、育ち盛りの児童、生徒の体位向上と食生活の改善等に少なからざる裨益をもたらしてまいりました。

まず第一に、国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買い入れ、公立または私立の義務教育諸学校の設置者に無償で給付することとしております。

第二に、農林大臣は、毎会計年度、当該年度の開始前に文部大臣と協議して、当該給食の用に供する牛乳の買い入れ及び給付に関する計画を定めなければならないこととしております。

第三に、学校給食の用に供する牛乳または乳製品の買い入れ価格は、毎会計年度、当該年度の開始前に畜産物価格審議会の意見を聞いて、牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定めることとし、乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく安定指標価格とし、その他のものにあつては農林大臣が定めることとしております。

なお、生乳の生産者価格については、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として定めることとし、この場合における生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならないこととしております。

第四に、国は、学校給食の用に供する牛乳の買い入れについては、生乳生産者団体からの買い入れを優先的に行なうこととしております。

第五に、国は、予算の範囲内において、生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化をはかるため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得に要する経費について、その三分の二を補助することとしております。

以上が本法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 次に、内閣提出、野菜生産出荷安定法案及び農業災害補償法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。坂田農林大臣。

野菜生産出荷安定法案

野菜生産出荷安定法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 需要の見通し(第三条)

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画(第四条―第九条)

第四章 野菜生産出荷安定資金協会

第一節 総則(第十条―第十四条)

第二節 業務(第十五条―第十九条)

第三節 会員(第二十条―第二十四条)

第四節 設立(第二十五条―第二十九条)

第五節 管理(第三十条―第四十八条)

第六節 解散及び清算(第四十九条―第五十条)

第一節 総則

第七節 監督(第五十二条―第五十八条)

第五章 雑則(第五十九条・第六十条)

第六章 罰則(第六十一条―第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な野菜につき、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落が当該生産地域におけるその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定消費地域」とは、人口の集中が著しい大都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

第二章 需要の見通し

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における指定野菜の需要の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、前項の需要の見通しをたてたため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、第一項の需要の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画

第四条 農林大臣は、指定野菜の種別ごとに、その区域から指定消費地域に対する当該指定野菜の出荷が行なわれる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が合理的な当該指定野菜の集団産地の形成のために必要な次に掲げる要件のすべてを備える場合において、するものとする。

一 その区域内の当該指定野菜の作付面積が、農林省令で定める面積に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

二 その区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷数量が、農林省令で定める数量に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

三 その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他その出荷に関する条件が、農林省令で定める基準に適合するものであること。

3 農林大臣は、指定野菜の種別ごと及び指定消費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即するよう、第一項の規定による指定をするものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

第七条 農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠

る見込みが確実であること。

三 その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他その出荷に関する条件が、農林省令で定める基準に適合するものであること。

3 農林大臣は、指定野菜の種別ごと及び指定消費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即するよう、第一項の規定による指定をするものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

第七条 農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠

る見込みが確実であること。

三 その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他その出荷に関する条件が、農林省令で定める基準に適合するものであること。

3 農林大臣は、指定野菜の種別ごと及び指定消費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即するよう、第一項の規定による指定をするものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

第七条 農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠

くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除しなければならない。

2 第四條第四項及び第五項並びに第五條の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(生産出荷近代化計画の樹立)

第八條 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画(以下「生産出荷近代化計画」という。)をたて、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

二 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項

三 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

3 生産出荷近代化計画の内容は、第三條第一項の規定により公表された需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならない。

4 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見をきかなければならない。

(生産出荷近代化計画の変更)

第九條 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林大臣に届け出るとともに、その概要を公表しなければならない。

2 前條第四項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。

第四章 野菜生産出荷安定資金協会

第一節 総則

(目的)

第十條 野菜生産出荷安定資金協会は、会員から徴収する負担金等をもつて、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における会員を通ずる生産者補給金の交付の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十一條 野菜生産出荷安定資金協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(住所)

第十二條 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第十三條 協会は、その名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十四條 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(業務)

第十五條 協会は、次に掲げる業務を行なう。

一 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落(政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限り)があつた場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜で当該政令で定める種別に属するものをいう。以下同じ。)の出荷に關し会員との間に農林省令で定める委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、会員に対し生産者補給交付金を交付すること。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、前項第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める指定野菜の種別又は指定消費地域を限定して、その業務を行なつてはならない。

(負担金)

第十六條 協会は、業務方法書で定めるところにより、前條第一項第一号の生産者補給交付金(以下「生産者補給交付金」という。)の交付に充てるため、会員から負担金を徴収することができる。

(資金)

第十七條 協会は、前條の負担金及び会員以外の者から生産者補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を、生産者補給交付金の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(準備金の積立て)

第十八條 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前條の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

(財務についての農林省令への委任)

第十九條 前二條に規定するもののほか、協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

(会員の資格)

第二十條 協会の会員たる資格を有する者は、対象野菜をその種別に係る第十五條第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一

の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林省令で定めるものに限る。

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

三 事業協同組合

四 協同組合連合会

五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつて法人その他の団体

(議決権)

第二十一條 法人たる会員は、各一個の議決権を有する。

2 法人たる会員は、定款で定めるところにより、第四十一條第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(加入)

第二十二條 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(脱退)

第二十三條 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しな

れば、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十四条 会員は、事業年度の終りに於いて脱退することが出来る。ただし、協会の当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合は、この限りでない。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項ただし書の通知をしてはならない。

第四節 設立

(発起人)
第二十五条 協会を設立するには、その会員にならうとする七以上の法人が発起人となることを必要とする。

(創立総会)
第二十六条 発起人は、定款及び業務方法書を作成し、これらを会議の日時、場所及び議題とともにその会日の十五日前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会においては、定款及び業務方法書を修正することができる。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する法人でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第二十一条、第四十六条第二項及び第三項、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六条(表決権のない場合)並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「野菜生産出

荷安定法第二十六条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第二十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安定に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の協会が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)
第二十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)
第二十九条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五節 管理
第三十条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 業務
五 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
六 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

七 準備金に関する規定
八 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定
九 事業年度
十 公告の方法
(業務方法書に記載すべき事項)

第三十一条 協会の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資金の管理方法
二 負担金の金額及び徴収方法に関する事項
三 生産者補給交付金を交付すべき事由に関する事項
四 生産者補給交付金の金額に関する事項
五 生産者補給交付金の交付を受ける者の守るべき条件に関する事項
六 その他農林省令で定める事項

(規約)
第三十二条 次に掲げる事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する事項
二 業務の執行及び会計に関する事項
三 役員に関する事項
四 会員に関する事項
五 その他必要な事項

(役員の数及び選任等)
第三十三条 協会は、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

3 理事の定数の少なくとも二分の一は、法人たる会員の理事でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、会員にならうとする法人の理事でなければならない。

4 第二項の規定による役員を選任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の任期)
第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

2 設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(役員の実務義務)
第三十五条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、業務方法書、規約及び総会の決議を遵守し、協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第四十三条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)
第三十六条 監事は、理事又は協会の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)
第三十七条 協会が理事と契約するときは、監事が協会の代表とする。協会と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)
第三十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十九条 法人たる会員が、総会(法人でない会員を除く)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十条 理事の職務を行なう者がいないとき、又

は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。(会員に対する通知又は催告)

第四十一条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第四十二条 理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 加入の年月日及び会員たる資格の別

3 会員及び協会の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十三条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び協会の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十六条第三項(取締役の任期の特例)及び第二百五十八条第一項(欠

員の場合の処置)の規定は役員について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)の規定は理事について、同法第五十九条(監事の職務)の規定は監事について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「農林大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

(総会の議決事項)

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 規約の設定、変更及び廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款又は業務方法書の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 第二十七条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(総会の議事)

第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十七条 次に掲げる事項は、総会員(法人でない会員を除く)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 協会の解散

三 会員の除名

(総会に関する民法等の準用)

第四十八条 民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「野菜生産出荷安定法第四十一条第三項」と読み替へるものとする。

第六節 解散及び清算

(解散事由)

第四十九条 協会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第五十七条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第五十条 協会が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る)及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第三十五條第二項及び第三項、第三十六條前段、第三十七條前段並びに第三十八條(法人の清算の監督)の規定は、協会の解散及び清算について準用する。

第七節 監督

(事業計画等の承認)

第五十二条 協会は、農林省令で定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(業務又は財産の状況の報告の徴収)

第五十三条 農林大臣は、協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、協会からその業務又は財産の状況に関し報告を徴収することができる。

(業務又は会計の状況の検査)

第五十四条 会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、協会の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、協会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第五十五条 農林大臣は、第五十三条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、協会に対し、役員解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督命令)

第五十六条 農林大臣は、前条の規定によるほか、協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

(解散命令等)

第五十七条 協会が前二条の規定による命令に従わなかつたときは、農林大臣は、協会の役員を解任し、又は協会の解散を命ずることができる。

2 前項の場合のほか、協会の法人たる会員が七未満になつたときは、農林大臣は、協会の解散

を命ずることができる。

(決議の取消し)

第五十八條 法人たる会員が、総会員（法人でない会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続又は議決の方法が法令若しくは法令に基づいて行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立總會について準用する。

第五章 雑則

(勸告)

第五十九條 農林大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に對する出荷の安定を図るため必要があるときは、当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に關し必要な勸告をすることができ。

(報告の徴収)

第六十條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行なう者又はこれらの者の組織する団体（協會を除く）から、これらの事業に係る業務に關して、必要な報告を徴することができ。

第六章 罰則

(罰則)

第六十一條 第五十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 協會の役員又は協會の代理人、使用人その他の従業者が、協會の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、協會に對しても同項の罰金刑を科する。

第六十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協會の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定に基づき協會が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

三 第十四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

四 第十七條の規定に違反して資金を管理し、又は第十八條の規定に違反する経理をしたとき。

五 第二十二條の規定に違反して協會への加入を拒み、又は第二十三條第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第三十六條の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十八條第一項、第三十九條又は第四十條の規定に違反して總會を招集しなかつたとき。

八 第四十二條又は第四十三條の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、第四十二條第三項若しくは第四十三條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十一條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反した者

二 第六十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(財団法人からの権利義務の引継ぎ)

第二條 昭和三十一年六月一日に設立された財団法人青果物生産安定資金協會及び昭和三十一年八月二十八日に設立された財団法人野菜指定産地生産安定資金協會は、それぞれ、その寄附行為で定めるところにより、協會の發起人に対し、協會において当該財団法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合において、協會の創立總會でその申出を承認する旨の議決があつたときは、その申出をした財団法人の権利及び義務は、協會の成立の時に於いて協會に承継されるものとし、その申出をした財団法人は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

3 前項の規定により同項の財団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4 協會は、第二項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、その承継をした権利及び義務に係る業務を行なうことができる。

5 協會は、第二項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、当該財団法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定められた金額に相當する金額の全部又は一部を、農林大臣の承認を受けて、第十七條の資金に繰り入れることができる。

(政府の交付金)

第三條 昭和四十一年度において協會が設立された場合には、政府は、その設立に際し、予算の範囲内において、協會に對し、その事務費の財源に充てるため、交付金を交付する。

(名称制限に關する経過規定)

第四條 この法律の施行の際現にその名称中に野菜生産出荷安定資金協會という文字を用いてい

る者については、第十三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

(登録税法の一部改正)

第五條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「開拓融資保証協會」の下に、「野菜生産出荷安定資金協會」を、「開拓融資保証法」の下に、「野菜生産出荷安定法」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第六條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業共済組合連合會」の下に、「野菜生産出荷安定資金協會」を加える。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「開拓融資保証協會」の下に、「野菜生産出荷安定資金協會」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法（昭和四十年法律第三十三號）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四號）の一部を次のように改正する。

野菜生産出荷安定資金協會（昭和四十一年法律第	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第
号）	号）

理由

最近における野菜の生産及び出荷に關する諸事情の推移にかんがみ、主要な野菜の生産及び出荷

の安定を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するため、一定の生産地域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその主要な野菜の価格の著しい低落が当該生産地域におけるその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための野菜生産出荷安定資金協会の制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二「組合員等の支払うべき牛又は馬の死産病傷共済に係る共済掛金」を「牛又は馬に係る第百十三条第一項の個別共済関係に関する組合員等の支払うべき共済掛金」に改め、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一條の五の包括共済関係に関する組合員等の支払うべき共済掛金（次項及び第三項に規定するものを除く。）のうち、その三分の一に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

国庫は、組合員等とその営む乳牛の雌及び第百十一條第一項の肉用牛ごとの養育の業務の規模が政令で定める最高規模と最低規模の範囲内にあるものが当該乳牛の雌又は肉用牛に係る第百十一條の五の包括共済関係に関する支払うべき共済掛金（次項に規定するものを除く。）については、政令の定めるところにより、当該養育の業務の規模に応じ、その五分の二又は二分の一に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一條の五の包括共済関係に関する組合員等の支払うべき共済掛

金で左に掲げるものについては、その十分の三に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

一 主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する者であつて政令で定める基準に該当するものが乳牛の雌につき支払うべき共済掛金

二 第百十一條の八第一項の申出をした者（前号の者を除く。）が当該申出に係る共済掛金期間につき支払うべき共済掛金

第十五条第一項「住所を有するもの」の下に「（命令の定めるところにより定款で定める者を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 牛、馬又は種豚につき養畜の業務を営む者第十五条第一項第四号中「第八十三條第一項第四号」を「第八十三條第四号」に改める。

第八十三條第二項を削る。

第八十四條第一項中「死産病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号」を「家畜共済にあつては第三号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 共済目的 出生後第五月の末日（主務大臣が特定の地域については、その日目の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）を経過した牛、出生の年の末日（主務大臣が特定の地域については、その日目の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）を経過した馬及び出生後第五月の月の末日を経過した種豚

共済事故 死亡、産用、疾病及び傷害

第八十四條第二項中「及び第四号」を削る。

第八十五條の七中「第八十三條第一項」を「第八十三條」に改める。

第九十八條の三を削る。

第九十九條第一項第五号中「第百五條第一項の規定による払込」を「共済掛金の払込み」に改め、同項第六号中「第百五條第三項」の下に「若しくは第百十三條の二」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第百十一條第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合員等がこれを知つたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

第百四條の五の次に次の一条を加える。

第百四條の六 農業共済組合との間に農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者の業務とする耕作又は養蚕に係る第百四條第一項第一号の農作物又は同項第二号の養蚕がその脱退の際現に第百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎていないものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は養蚕については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百四條の四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者の業務

とする耕作又は養蚕に係る第百四條第一項第一号の農作物又は同項第二号の養蚕がその移転の際現に第百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎていないものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は養蚕については、当該共済関係は、第百四條の四第二項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

前二項の承諾には、第九十三條第三項の規定を準用する。

第三章第二節中第百十條の次に次の一条を加える。

第百十條の二 組合等は、その支払うべき農作物共済又は畜産共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない。

第百十一條の三「家畜共済の申込」を「第百十一條の規定による申込み」に改め、「その申込が死産病傷共済に付していない母畜の胎児についての生産共済の申込である場合（その申込と同時に当該母畜について死産病傷共済の申込がある場合を除く。）及び」を削り、同条を第百十一條の四とし、同条の次に次の四條を加える。

第百十一條の五 第百十一條第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下包括共済関係という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた家畜につき既に同条第三項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は、消滅するものとする。

第百十一條の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第百四條第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時

（その時に当該組合等の当該包括共済関係に係

る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時)に、当該牛、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で同様に掲げるものとなつたときも、また同様とする。

第九十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

組合等との間に包括共済関係の存する者が当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき(その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く)は、その時に、当該家畜は、当該家畜共済に付した家畜でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

第九十一条の七 農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第九十一条の第三項の規定により当該共済関係が消滅すべき

き場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

第九十一条の八 組合等との間に包括共済関係の存する者は、その者が第十三条の二第三項第一号の者であるとき、又はその者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、廃用の一部又は疾病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができ

る。前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条第一項中「出生後第五月の月の末日を経過した牛(十二歳以下のものに限る。)」又は「明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理する」を「第八十四条第一項第三号に掲げる牛(十二歳をこえる種雄牛を除く。)」又は「同様に掲げる馬(明け十七歳以上の種雄馬を除く。)」を飼養する」に、「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条を第九十一条の二とし、第三章第三節中同条の前に次の一条を加える。

第九十一条 乳牛の雌、肉用牛(乳牛の雌及び種雄牛以外の牛をいう。)、種雄馬以外の馬又は種豚(以下包括共済対象家畜と総称する。)に係る家畜共済の共済関係は、包括共済対象家畜の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第九十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項

第三号に掲げる牛、馬又は種豚であるものを一體として組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜共済組合の組合員又は第九十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する種雄牛又は種雄馬で第八十四条第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

包括共済対象家畜であつて、省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

第九十二条第一項中「共済掛金の支払」の下に「第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、その日以後第九十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

第九十二条第二項中「死産病傷共済」を「家畜共済に係る」に改め、同条に次の一項を加える。家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一項本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第九十三条第一項中「死産病傷共済」を「第九十一条第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の共済関係(以下個別共済関係という。)」に係る家畜共済」に改め、同項第二号中「七歳を超える山羊及びめん羊並びに」を削り、同条第二項中「死産病傷共済関係」を「個別共済関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的

に省令で定める異動(死亡及び廃用を除く。)を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 家畜共済の共済金額は、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時に付する共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

前項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第九十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払(第八十六条第二項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

前項の規定及び第九十二条において準用する商法第六百三十七条の規定による場合のほか、組合員等は、新たな共済掛金期間開始の時にいて、組合等の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、

第百一十一條の四の規定を準用する。

前二項の規定又は第百二十條において準用する商法第百三十七條の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず、その変更の時に於ける共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時に於ける共済価額の百分の八十をこえない範囲内において定めなければならない。

第百十四條の次に次の一條を加える。
第百十四條の二 家畜共済の共済価額は、差の金額とする。

一 包括共済關係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済關係に係る家畜の価額を合計した金額

二 個別共済關係にあつては、当該個別共済關係に係る家畜の価額

前項の家畜の価額は、最初の共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第百一十一條の六第一項又は第二項の規定により包括共済關係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。但し、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時における家畜の価額に改訂すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

第百十五條第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、「共済目的の種類」の下に「（第八十四條第一項第三号に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して主務大臣が定める種類をいう。次項乃至第四項において同じ。）」を加え、同項第一号中「死亡及び廃用」の下に「（これらのうち第三号の異常事故に該当するものを除く。）」を、「疾病」の下に「（第三号の異常事故に該当するものを除く。次号において同じ。）」を、「共済掛金標準率甲」の下に「（第百一十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち省令で定めるもの（以下異常事故という。）による損害に対応する共済掛金標準率丙（第百一十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）を加え、同項に次の一号を加える。

第百十五條第二項を次のように改める。
包括共済關係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済關係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの価額の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの同項各号の率の合計率を算術平均した率とする。

第百十五條第三項中「共済掛金標準率甲」の下に「及び共済掛金割引標準率甲」を、「共済掛金標準率乙」の下に「及び共済掛金割引標準率乙」を加え、「及び前項の共済掛金標準率」を「並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙」に改め、同条第四項中「四年」を「三年」に改め、同条第五項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に、「組合員等が所有し、又は管理するもの」を「組合員等の飼養するもの」に、「又は同項第二号の共済掛金標準率乙」を「同項第二

号の共済掛金標準率乙又は同項第三号の共済掛金標準率丙」に、「又は同項第二号の率」を「同項第二号の率又は同項第三号の率」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合するときは、前二項の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、第五項の規定による改訂までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率として、当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率を算術平均した率を定款等で定めることができる。

第百十五條に次の一項を加える。

第二項の家畜の価額には、前条第二項の規定を準用する。

第百十六條第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同項に次のただし書を加える。
但し、疾病又は傷害により支払う共済金は、包括共済關係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済關係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第四項の地域別その他省令で定める区分により主務大臣が定める金額を限度とする。

第百十六條第一項第一号中「当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価格」を「当該共済事故に係る家畜の価額」に改め、「共済価額に對する割合」の下に「（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）」を加え、同条第三項を次のように改める。

第九十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以上の家畜共済の共済關係が存することとなつた場合において、他の共済關係が存しないものとして各共済關係につき第一項の規定により算定された共済金（以下本項において独立責任額という。）の合計額が差の金額をこえるときは、各共済關係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、左の金額に、当該各共済關係に係る独立責任額のその合計額に對する割合を乗じて得た金額とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、第一項第一号の損害の額の百分の八十に相当する金額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、第一項第二号の金額

第百十六條に次の一項を加える。

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四條の二第二項の規定を準用する。

第百十七條中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第百十八條中「二週間」の下に「（省令で特定の疾病につき二週間のこえる期間を定めたときは、その疾病又はこれによつて生じた共済事故については、その省令で定めた期間。以下本条において同じ。）」を加え、同条に次の三項を加える。

第百一十一條の八第一項の申出に係る包括共済關係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済關係に係る共済事故となつたものがその変更の日から二週間以内に生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。

第百十四條第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

前二項の場合には、第一項但し書の規定を準用する。

第二百二十条中「第六百三十九条乃至第六百四十一条」を「第六百四十条、第六百四十一条」に、「及び第六百六十二条」を「、第六百六十二条及び第六百六十七条」に改める。

第二百二十条の三中「第百十一条の三」を「第百十一条の四」に改める。

第二百二十一条第一項中「第八十三条第一項第一号」を「第八十三条第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第四号」に改める。

第二百二十四条第二項中「、家畜共済」及び「(次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払うもの)」については、第百十五条第一項第一号の率)を削り、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計したもの(第百二十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の

保険金を支払う保険関係にあつては共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に該当するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に該当するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「家畜共済のう

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十一号

ち、死産病傷共済に係るものにあつては「家畜共済に係るものにあつては」に改め、「生産共済に係るものにあつては」に改め、同号ロ中「死亡又は廃用」を「死亡若しくは廃用(これらのうち異常事故に該当するものを除く。又は異常事故に改め、「疾病」の下に「異常事故に属するものを除く。第三項において同じ。))」を加え、同条第二項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の場合には」を「第一項第三号の金額(異常事故に係るものを除く。))」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。))には、第百十六条第一項但書の規定を適用する。この場合において、同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替へるものとする。

第百二十六条第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第百二十九条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号をすつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員が定款等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

第百三十二条前段中「第九十八条の三」を「第九十八条の二」に、「及び第百条乃至第百二条」を「第百条乃至第百二条並びに第百十条の二」に改め、同条後段中「第九十八条の三」を「第百十条の二」に改める。

第百三十六条第三項を次のように改める。

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの(第百二十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一 再保険金額に、第百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再

保険関係にあつては共済掛金率から第百十五

条第一項第三号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に

対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、第百二十五

条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保

険関係に係る再保険関係にあつては第百十五

条第一項第一号の率(多種包括共済に係る再

保険関係については、共済掛金率のうち省令

の定めるところにより異常事故に該当しない

共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百三十七条第三号を次のように改める。

三 家畜共済に係るものうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に

対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額第百三十七条の次に次の一条を加える。

第百三十七条の二 政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。第百五十条の二を次のように改める。

第百五十条の二 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、主務大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につき第百三十二条において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、同条の規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付す

ることが出来る。

前項の交付金の交付を受けようとする農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき主務大臣の承認を得なければならない。

第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附則

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する死産病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時(その時までに当該共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。))第百十一条の五の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時)までは、なお従前の例による。

3 前項の死産病傷共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払い戻さなければならない。

4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該組合等(新法第十二条第二項の組合等をいう。))又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならない。

5 前二項の規定により払い戻すべき共済掛金、保険料又は再保険料は、新法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することが出来る。

6 この法律の施行の際現に存する生産共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に死産病傷共済に付き

れている牛又は馬についての当該死傷病傷共済に係る共済掛金に關する国庫の負担については、なお従前の例による。

8 改正前の農業災害補償法第五十条の二第一項の規定による交付金で昭和四十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

9 新法第百十一條第一項の肉用牛に係る附則第二項の包括共済關係に關し組合員等（新法第十二條第一項の組合員等をいう。）の支払うべき共済掛金（新法第十三條の二第三項第二号に規定するものを除く。）については、国庫は、当分の間、新法第十三條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、その五分の二に相當する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

10 新法第十二條第五項及び第十三條の規定は、前項の規定による負担金について準用する。この場合において、新法第十三條第一項中「政令で定めるところにより当該組合等に」とあるのは、「当該組合等に」と読み替へるものとする。

11 新法第百十五條第四項の標準率の昭和四十二年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十四年において行なうものとする。

12 前項の改訂が行われるまでの間における新法第百十五條第三項の規定の適用については、同項中「第五項の規定による改訂」とあるのは、「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第十一項の改訂」とする。

13 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の業に次の一條を加える。
第二十二條 農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第十項ニ於テ準用スル農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金ハ第四條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間

家畜勸定ノ歳出トス

理由

最近における畜産事情の變化に対応して、家畜共済につき、引受方式の改善、共済事故の選択制の新設、国庫負担の方式の改善、異常事故についての政府の再保険責任の強化その他の措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田國務大臣 野菜生産出荷安定法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における国民所得の増大に伴う国民の生活の向上により、野菜に対する需要は増大を続けておりますが、野菜生産の現状は天候に支配されるところが大きい上、その生産及び出荷体制が必ずしも十分に整備されていない等のため野菜農業の健全な發展の上からも、国民消費生活の安定の上からも困難な問題を生ずるに至っております。

特に、人口の集中の著しい大都市におきましては野菜の消費量も多く、かつ、種類も多岐にわたるため、これを出荷する地域も広範囲にわたる等のため、そこで形成される価格が全国の野菜の価格に大きな影響を及ぼしている状況にありますので、大消費地域に出荷される主要な野菜について、その安定的な供給を確保し、もって野菜農業の健全な發展と国民消費生活の安定に資するための対策が強く要請されているところであります。

このような要請にこたえるためには、野菜の生産及び出荷にわたる施策として、大消費地域に出荷される主要な野菜の安定的な生産と計画的な出荷を行ない得る集団産地の育成をはかるとともに、その価格の著しい低落に対処するための措置を講ずる必要があると考えられます。

このような考え方に基きまして、ここに野菜生産出荷安定法案を提出した次第であります。以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、需要の見通しについてであります。すなわち、農林大臣は、一定の消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立て、これを公表するものとしております。

第二は、野菜指定産地についてであります。農林大臣は、主要な野菜を一定の消費地域に出荷する一定の生産地域で、集団産地として形成すべきものを野菜指定産地として指定することができるとしております。

第三は、生産出荷近代化計画についてであります。各野菜指定産地の管轄都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、その区域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化をはかるとともに生産出荷近代化計画を立てるものとしております。

第四は、野菜生産出荷安定資金協会についてであります。この協会は、野菜指定産地の区域内で生産される主要な野菜の出荷者による自主的な機関として、これらの者の発意により設立される法人とするものとしております。

協会は、指定消費地域において一定の主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜指定産地内の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員から徴収する負担金等をもつて生産者補給金の交付の業務を行なうものとしております。

このほか、協会の役員、総会、業務に關する監督等について所要の規定を設けております。

なお、農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地から一定の消費地域に対する主要な野菜の出荷の安定をはかるとともに、その出荷者に対し合理的かつ計画的な出荷に關し勧告をすることができるとしてしております。

以上が、この法律案を提案する理由およびその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次は、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。現行農業災害補償法中、家畜共済制度につき

ましては、零細飼養が一般的であつたという畜産事情のもとに、有畜農家の維持を目的として、昭和三十年、死亡費用共済と疾病傷害共済を一元化して以来、有畜農家の経営の安定と畜産の發展に相當の寄与をしてまいつたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近におきましては、酪農を中心に多頭飼養の進行等、畜産經營の地域的階層的の分化が生じてまいりましたので、引き受け、給付及び国庫負担の方式等、制度の基本的な仕組みが多頭飼養農家の經營の実態にそぐわず、ために飼養家畜中の一部のみを加へせしめるものが増加し、これに伴い、病傷の事故率の趨勢の上昇を招き農家負担を増大せしめる等、好ましくない現象を生じ、各方面からその改正が強く要望されてまいりました。政府といたしまして、この間、各種加入奨励金の交付等の対策を講ずるとともに鋭意検討を続けてまいりました結果、生産性の高い畜産經營の育成に資すること及び共済事業の安定的運営をはかるとを旨とし、家畜共済制度に改正を加へることとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、法律案の主要内容について御説明申し上げます。

まず第一は、引き受け方式の改善であります。現行制度は、畜産經營の規模が零細であることを前提とし、一頭ごとに共済の引き受けを行なうこととしたしておりますが、これを多頭飼養の実態に対応して、家畜の種類ごとに農家単位で引き受ける包括引き受け方式を設け、原則としてこの方式によることとしたしました。他方、後に御説明いたしますように、包括加入をした者に対しては事故の選択または掛け金国庫負担の拡充の方途を講ずることとしたしまして、多頭飼養農家の保険需要に合わせた制度の利用が可能となり、家畜共済制度が生産性の高い畜産經營の育成の方向に即したものであることが期待される次第であります。

第二に、共済事故の選択制の創設であります。

現行制度は、死亡廃用及び疾病傷害について、すべての事故を共済事故とし、選択を認めないこととなっており、客観的に見て死傷病傷のすべての事故につき給付を必要としない認められる者は、それぞれ自己の経営の必要性に見合った給付を選択できることとし、これに伴う掛け金の割引により農家負担の軽減をはかりました。

第三に、掛け金国庫負担方式の改善であります。

現行制度におきましては、掛け金中死亡廃用に対応する部分の二分の一につき国庫負担を行っており、今回の改正におきましては、包括加入をした者につきまして、疾病傷害に対応する部分をも国庫負担の対象とするとともに、その割合は農家負担の軽減をはかることを旨として定めることとした。特に、乳牛については、農家の負担力等を勘案して、頭数規模に応じて増減せしめることとした。また、肉用牛につきましても、乳牛と比較して多頭化がおくれているという現状にかんがみ、当分の間一律に国庫負担を厚くするという措置を講ずることとした。

第四は、異常事故に対する政府の再保険責任の強化であります。

現在、国と農業共済組合連合会は、歩合的方式により責任分担をいたしておりますが、これを、特定の異常事故に基づく損害は、通常事故に基づく損害の場合における国と農業共済団体等との責任歩合にかかわらず、全額国の再保険に付することと改め、農業共済団体等の事業の安定的運営がはかれるよう措置いたしました。

第五に、損害防止事業の強化であります。

現在家畜の損害防止事業は、農業共済団体等がその診療所を中心に自主的に行なっておりますが、そのうち、特定の疾病に関するものにつきましては、国庫より交付金を交付する道を開くとともに、その実施については開業獣医師をも活用してその強化をはかり、もって畜産経営の安定と事業収入の改善に資することとした次第であります。

最後に、病傷給付方式の合理化であります。

現行制度におきましては、家畜ごと及び事故ごとに給付制限を行なっており、これを、農家ごとまたは家畜ごとの年間給付限度に変更することとし、重点的な病傷につき手厚い給付が受けられるよう措置いたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることいたします。

○中川委員長 続いて、農地管理事業団法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。松浦定義君。

○松浦(定)委員 本法案の審議に入る前に、事務局にちよつと資料の問題について一言お伺いしておきたいと思ひます。

事務局が去る二十一日本委員会に提出されました「農地管理事業団運営の考え方」の資料は、内容においてはきわめて詳細な問題が列記してあります。私どもとしては、法案審議のためにこのような資料は当然必要であると思ひますが、ただ、資料の配付の時期について、私どもも疑問点がある。と申しますのは、この法案は、御承知のとおり本年の二月三日ですが、提出をされて、先般本会議で質疑をやり、さらに、二十一日に与党の委員会質問がなされたのであります。したがって、今日までこうした重要法案と称されるものの資料が政府の提案と同時にわれわれに配付されれば、法案の内容とあわせてこれらを具体的に検討する必要があるのではないか。にもかかわらず、二月三日に法案は提出して

おいて、委員会審議が始まった四月の二十一日にこの資料が配付になった。これでもって本案を早く審議をし、通過してもらいたい、こういう政府当局の要請は、事務局として私はあまりにも不親切ではないかと思ひます。この内容を当委員会に配付されることが最も適当だと思ひておやりになったと思うのですが、これらの考え方について、ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 御指摘の「農地管理事業団運営の考え方」は、実は私も、昨年農地管理事業団法案が審議終了になりました以来、やはりこういう考え方に立つて農政を進めるべきであるという確信に立つて、しかも、具体的に村に入っていく体どういふふうな農地管理事業団が動くであろうか、あるいは動いたらいいだろうかということ、覆ヶ関の机上の農政としてばかりでなしに、現地に行つて検討するようにお互いに申し合はせまして、農地局の職員を相当多数村に派遣して、具体的に村の農地事情はどうであるか、どういふ問題があるか、あるいはそういう事情の上に立つて農地管理事業団を進めるとすれば、どういう態度で進めるべきかということに慎重に検討いたしました。また、部内検討において何回か書きかえて、今日委員会に出したものが一応の成案でございます。私ども、農地管理事業団法案の御審議を早く進めたいためにいふん努力をいたしまして、あるいは国会に法案を提出いたしますと同時に、この考え方その他の数字的な資料もお配りすることが結果としてはよかつたかといふふうに思ひますが、この運営の考え方について十分御検討いただく時期としては一体いつがいいかということをご意見を伺ひたい。結局、具体的に委員会でご審議いただく日にお配りすることがどうも一番いいのではないかと、法案を出したわけでございます。御指摘のように、法案を出したら、すぐにこういう資料は出すべきではないかという御意見でございます。それもごもつともな御意見で

すが、私どもおくれましたことは、この考え方に ついての御検討を深める時期としては一体いつお配りすることがいいかということでも多少思ひ感つた経過がございます。それ以外に他意はございません。

○松浦(定)委員 いや、局長の言われるのは私もわかるのですが、もう提案されてから約八十日でしょう。いま聞きますと、具体的に審議される日のほうがより効果的だと言われるけれども、あなた方はずいぶん長い間何年もかかっておやりになつておるが、われわれのほうとしては、昨年一回出た法案だからといつても、その内容については必ずしも満足してないのです。だから、今度内容が変わつたといふことは、法案の条項の中では変わるけれども、具体的にそれはどうかという、現地の一農民の立場からすれば、やはりこの考え方の具体的な内容については、これは私は貴重な参考資料だと思ひます。それを審議に入らなければこれを渡さない、そのほうがより効果的だといふような考え方は、もし、これが審議がどんどんおくれだといふものにならないようになつたときに、こういう考え方もあつたのだけれども云々ということ、取り返しがつかないと思ひます。

その点は、一応おくれたことですからやむを得ぬと思ひますが、それでは次にお伺ひいたしますが、この資料は当委員会に配付される以外にどこかほかのほうの機関に配付されたことがありませんか、その点をお伺ひいたします。

○大和田政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年来いろいろ検討を深めて何回か案を書き直していろいろ関係者に御相談をいたした経過がございます。したがって、私のほうから公の形で配付するよう性質の資料ではございません。部内検討資料として検討を深め、この委員会の御審議の御参考としてお配りすべき筋合いのものでございますから、大がかりに公表するようなものとして配付したことは、私どもは存じません。

○松浦(定)委員 それでは、去る三月九日に農地管理事業団法案成立促進全国農業者代表大会の議案として、これは全国農業会議所が主催をいたしましたのですが、そのときには、その資料と同じものがすでに配られておるわけなんです。そうしますと、これは、日付はありませんけれども、二月となっている。だから、二月にその資料ができて上がって、三月九日の全国大会に出して行っているわけですから、おそらく二月のうちにはこれは行っているわけですね。いまの話ですと、公にそういう配付した覚えはないと言われるけれども、私も、この審議の焦点は、今度は農業委員会に事務を委託するという非常に変わった点に注目しておるわけですね。したがって、町村の農業委員会の上部機関である農業会議所が公式的に全国のそれらの代表を招いてその大会を開くときの資料としては、おそらく二月の中旬にはすでに入っておると私は思うのです。りっぱな資料として全部考え方というものが載っておるわけですね。私も公式に気がついていたのは八十日後の二十一日である。しかも、そのことは、公式には三月九日の大会で、すでに全国の町村関係者は——特にそれに参加される人は会長くらいだからあまり詳しいことは見ないと思うけれども、農業委員会の事務当局は詳細に内容を検討しておると思うのです。いままで私も八十日間審議ができたことは残念だと思ふけれども、町村の段階からわれわれのところにも陳情にあれば、国会議員は何をやっているんだ、われわれはこういう内容についてはすでに知っておるんだ、ということばを私も聞いておるわけですね。この農業会議所というものは、御承知のとおりに政府の予算でもってやっておる機関です。決して単なるほかの機関ではないわけですね。農業会議所がこうしたりつばなものを資料として出しておる。八十日後にわれわれのところにも出てくる。しかも、その議案、資料としての内容はそのままでありますが、さらにそれと同じような農地管理事業団手続の図解というものがあるのです。これはちょっと業者でもこ

のくらのことはやり得ないと思うのですけれども、この内容は両面ありまして、本法案は農民にとってはあるいは重要かもしれぬし、農業機関としてはそういう点に十分な配慮を払ったとお考えになるかもしれないけれども、これはすでにこの法律が通った後にいってやるべき資料だと思うのです。農地管理事業団の手引きですから、これは通った後において出すべきものです。通りもしない二月半ばにこういうものが堂々と出されておる。これは御存じないのですか。三月九日の大会に農林省から行っております。委員長も行っておる。私も行っておる。そこで配られておる。これを御存じかどうか、この点を明らかにしてください。

○大和田政府委員 問題は二点ございます。一つは、三月九日の農業委員会関係の農地管理事業団法案の促進大会においてこの考え方と類似のものを増し刷りして配ったということでございます。これは先ほど申し上げましたように、私も昨年の夏以来内部的に検討をいたしておることでございます。それから、何回か草案を書きかえまして、その途中の過程で一回農業会議所の人たちの意見を聞いた経過がございます。そのときの案を、おそらく三月九日の大会に農業会議所のほうで増し刷りして配付したのではないかとふうに私も考えております。私もといたしましては、この考え方というものは、国会の審議の参考資料であります。それまでは私も都内検討の資料でございます。それから、私も多数の部数を印刷して、まず国会にお出しする前に配るといふことは全然考えておりません。それから、実は農業会議所がこの促進大会で増し刷りして配ったことを私も私は当時存じなかったものであります。

それから、この色刷りの手引きでございますが、確かに、御指摘のように、法案が通ってからやることとおそらく適当であらうかも存じません。ただ、会議所の事情といえますか、会議所の心づもりを私なりに理解をいたしますと、農業会議所に對しまして農林大臣から、自立経営の育成、協業

の助長についてどういう方策をとるべきかということをおかつて諮問をいたしましたことがあります。それに対して会議所が中間答申と本答申をいたしております。その中で、農地管理事業団的なもの設立を会議所が強く要望をいたした経過がございます。したがって、今回私も御提案申し上げ、また、こういうふうに通じたものとしております。農地管理事業団の規模でございます。か、あるいは事業内容等につきましては会議所として多少不満があるようでありましても、まず、この法案を通してもらって、そのような事業を進めて、足らざれば今後において補うべきではないかということに会議所あるいは農業会議所は意思統一されておるというふうには私も聞いております。したがって、農地管理事業団の考え方、これはいままでの新しいことでございます。それから、会議所としては、末端の県の農業会議所ありますとか農業委員会の人たちがよく納得をして本法案の推進に当たってほしいというふうな御意で印刷物をつくったのではないかとふうに私も想像をいたしておるわけでございます。

○松浦(定)委員 私は、農林省が農業会議所をばうような発言をしてもいいとは思っていません。大事なときにはちゃんと農林省は行っています。いまのお話ですと、中間の答申あるいは中間の審議に依拠しているからその内容を発表しただんどう、こういうふうに言うけれども、そうではないですよ。最終的な案です。農林省がここにお出しになったものと一字一句違ひがないのです。だから、これは中間でも何でもないのです。農林省がこの考え方をまとめたものを、その時点でそういうふうな配付しているのです。しかも、いま言ったようにこの手引きを出しておる。私は仕事熱心はわかります。少なくとも私も野党としては、この法案はほんとうに自主的に審議したいのです。農業会議所に束縛されて私もこの審議を促進しなければならぬというふうなものではないと思う。私も、国会の権威において

堂々と意見を述べたい。しかも、私は北海道で十八町もやっておるのです。あと幾らでも質問しますけれども、町村の農業委員会の委員なら、まだ私はある程度認めます。町村の段階において何とか審議をやろうとして見せているのならいいけれども、県段階、特に中央の農業会議所が政府の片棒をかついて、しかも、われわれの審議を束縛するような促進大会だ何だかんだとやって堂々と陳情する。私は、何もそんな陳情をしてもらわなくても、少なくとも与党だって、この原案を通すであります。私も、私もだまってこれに對して十分な審議をするわけですから、こういうやり方をやれば、私は全く国会の審議が束縛されたと思わざるを得ないのです。しかも、農業会議所はほとんど国の機関みたいなものでしょう。自発的な、自主的なということは言いながらも、予算上の問題については国の機関ですよ。農林省の外郎団体ですよ。農民の、下から盛り上がっていった、自主性によって選ばれた議員だという形はとっていないですよ。ときたま府県段階に出た人たちが中心になつてはおりますけれども。だから、この審議の過程において、これは農業委員会に末端の事務を扱わせるという立場で言いますと、農業委員会の性格そのものについても私はよく検討しなければならぬ問題があると思います。それはそのときにお尋ねいたします。しかし、いまの問題は、今後あらうことを予想いたしますと、少なくとも管理事業団とかなんとかいうなら、これはいいですよ。農業会議所がこういう先走ったことをやられたんでは、私もが質疑したって、どうせ原案は通るんだ、われわれはこれだけやっておるんだ、あとからその審議が追いついてくるんだというふうなことでは、私は、管理事業団の性格というものは全然ゼロだと思ふのです。それほど重大だつたら、もう少し静かに国会の審議を見守つたらいいんじゃないですか、促進なんというふうなことはやらないで、もう少し慎重にやつてもらいたい、こう言っておればいいと思うのです。以上、私は、事務当局を責めるわけじゃないけ

れども、会議所というものの性格を、別な観点からまた質問をいたしたいと思ひます。

それから第二点目は、一応私は本案の事務のほうの關係に於いておられますから、先般本會議に於いては實に質問をいたしました。農林大臣は、本會議では私の説明が不十分だったかしらぬが、いろいろ聞き違ひの点もあり、納得するような答弁をいただくことができなかったわけですが、これは委員会において話をしましょうということでおやめにされたのでありますが、きょうは、ひとつその点を、本會議で私が質問した順序によつて、農林大臣はこの委員會でも一回明らかにその内容についての答弁をしていただきたいと思ひます。むしろ佐藤總理大臣は、私の七項目の質問に対して、七項目全部納得はできませんけれども、一応總理大臣なりに答弁しております。ところが、所管の農林大臣の答弁はどれも納得がいかない点があるわけでありまして、この点を重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

〔委員長退席 大石(武)委員長代理着席〕

○坂田國務大臣 本會議のときの御質問でございしますが、一つは、政府は、本法案の再提出にあたり、わが國農業の將來及び食糧自給対策等の基本的かつ長期的見通しのもとに総合的な検討をしたかどうか、こういう御質問。それから、本法案は旧法の一部修正にすぎず、わが黨の主張の基本、いわゆる食糧自給体制の確立が考慮されていらないではないか、こういう御質問が一つであつたと思ひます。

これにつきましましては、申し上げますと、近年、農業生産が氣象條件のやや異常な推移もありました、労働力の急速な減少、第二種兼業農家の増大等もあつて、耕種生産においてやや停滞に移行してあり、その結果、内容の変化も伴ひながら、増大する食糧需要に供給が対応し得ない面も生じておる。今後引き続き労働力の減少が予想されるが、これが生産の縮小という形にならないうようにするためには、兼業農家を含め、農家

全体を対象に生産基盤の整備や技術の高度化の生産対策を講ずることはもとより必要であるが、特に生産性が高く、能率のよい農業経営を相当教育養成することが必要であると思ふ。このためには、農業に専念する農家が漸進的に経営規模を拡大し、生産性の高い農業経営の基礎を確立することのできる条件がつけられることが必要であると思ふ。こうした最近の農業生産の現況等を検討の上、すみやかに農地管理事業団の発足をはかる必要もあると思ふ。昨年の案に所要の改善を加え、本法案を提案した次第でございします。これが第一の御質問に対するお答えでございします。

第二といたしましては、経営規模の拡大に資する農地移動は、毎年農地面積の一割程度にすぎない。積極的に規模拡大を進める必要がある。地価高、基幹労働力の不足、資金難、農産物価格の低位等が規模拡大の進まない原因である。優良農地の確保防止、土地利用区分の明確化、全額國庫負担による土地改良等を行なうべきではないか、こういう御質問でございします。

これに対するお答えは、農地の有償移動面積は、全体で、三十九年で約七万五千ヘクタールであるが、必ずしもすべての移動が経営規模の拡大に結びついているとはいえない。しかしながら、現実の規模拡大の希望はきわめて強く、四十年九月に行なわれた農業経営に関する意識調査によれば、経営耕地の拡大を望んでいる農家は、全調査農家の三七％となつておる。農地管理事業団は、このような規模拡大をしようとする農家に対して農地をあっせんし、三分、三十年の長期低利の融資を行なうとともに手続の簡素化、各種課税の軽減等を行ない、相当数の自立農家の育成をはかるものとするものである。もちろん、土地改良事業も重要であるが、今回、長期計画を作成し、昭和四十年以降十年間に二兆六千億に相当する事業を積極的に進める考えであり、また、優良農地については、農地転用基準により極力壊滅を防止する等、所要の措置を講じておる次第であります。三番目に、開拓農家に対し、本法案の運営に

よつて救済できるかどうか。特に北海道畑作地帯の問題をどう考えるかという御質疑。

これに対して、開拓者の中にはうまいいている農家も相当数あり、また、開拓農家として十分安定してない農家もあることはお説のとおりである。政府は、三十八年から新振興策を講じてきており、営農継続の意思と条件のある者は、開拓農家として成り立つようにならねば、開拓指導によつてその育成につとめてきてゐるが、他方、農業を営む見込みのない開拓農家については、離農奨励金を交付して円滑な離農を援助してゐる。北海道において農家戸数が目立って減少し、その農家が動いてゐるが、一方、その農地を買い入れ、経営を改善してゐる農家が相当あることも事実である。北海道の畑作については、政府は四十一年度から本格的な調査を実施し、その振興につとめる所存であり、相当広い面積の農地の移動に対処して、農地管理事業団の事業実施については、市町村の指定及び資金の供給等について、現地の実情に依り、十分配慮したいと考えておる。

第四番目でございしますが、年次報告で、特に兼業農家の生産性の低くことが指摘されておる。自立経営の育成に力を入れるとともに、兼業農家を含めて生産対策を講ずる必要があり、農業共同化、法人化を進めるべきではないか。

これに対し、政府としては、従来より自立経営農家の育成に力を入れるとともに、兼業農家についても経営の実情に即しつゝ、技術の導入、普及、機械の共同利用、農協等による農作業の共同化等の推進により生産性の向上と農業所得の増大をはかつてゐるが、今後とも、高度集約栽培事業等の推進により兼業農家も含めた生産対策の充実をはかつてまいりたい。

第五番目は、自立経営農家はどのような農家で、どのような適正規模のものであるか明らかにせよ。所得倍増計画の二町五反、百万戸はどうなつてゐるか。自立経営農家の形成を農地管理事業団でやるのなら、その計画を数字で明らかにせよ。これに対し、自立経営農家については、農業基

本法第十五条で明らかにしてゐるが、さらに、所得倍増計画でこれを具体的に述べておる。しかし、自立経営の定義に、経営平均耕地二・五ヘクタールというような面積を直接使うことは、水田、果樹、野菜、酪農、養鶏等の経営組織によつても、また地域によつても経営内容が著しく違ふので適当と思はれない。したがつて、中期経済計画においては、必ずしも耕地面積規模にこだわらず、農家と生活環境をひとしくする地元勤労者と世帯員一人当たりの所得が見合う農業所得をあげる農家を自立経営農家とし、このような農家をできる限りすみやかに百万戸程度育成したいと思つてゐる。

自立経営についての考え方は、基本において変えていない。最近の時点では、年間七十万円以上の農業所得をあげる農家であればおおむね自立経営と呼んでいいと思ふ。三十九年度の農家経済調査で見ると、このような農家は現調査農家の約一〇％を占めてゐる。農地管理事業団は、年々七、八万ヘクタールの農地が売買等によつて移動してゐる点に着目、地域の実情に依り、無理なく経営規模の拡大に方向づけることにより、自立経営農家及びこれに準ずる協業経営をできるだけ多く育成しようとするのであるが、その数などを機械的に数字で明らかにすべきものでないと思つておる。

問の六、農地法改正、小作料改定を検討してゐるというが、どうなつてゐるか。農地管理事業団法案と農地法改正との關係を明らかにせよ。

これに対しては、農地法改正、小作料改定の問題については、農地法の内容なり統制小作料の水準について、すでに手直しすべき段階にきてゐるのではないと思ふ。しかし、これはきわめて重要な問題であり、その影響するところも大きいので、各方面の意見を聞き、慎重に行なうべきものと考へておる。また、農地管理事業団の業務に關しては、権利移動の許可、小作地の所有制限、貸借の解除等の許可についての農地法の特例を設けることとしてゐるので、当面、農地法を改正し

なくとも事業所の事業は十分効果を發揮し得るものと考へます。

問七、農地管理事業の機構は、中央及び県の農業会議にまかせ、自主的に運営させるべきではないか。

これに対する答へであります。農地管理事業の業務を行なうそれぞれの実施地域では、市町村長、農業委員、農業団体代表者、農業推進者等の協議によつて、その地域における農地移動の方角づけの方針となるべき農地管理の方針を策定し、事業団の業務はその方針を尊重し、現地の意向を十分しんしゃくしながら実施する。また、事務処理については、市町村及び各系統農協に事務を委託し、市町村では農業委員会が事務処理に当たることとし、農家に直接接する事務は、事業団の指導のもとに地域の実情に精通した職員が処理することとしている。このように、できる限り関係者の自主的運営にまかせますが、農地管理事業は農政の重要な基本的な施策でありますので、専門の公的な機関により事業を強力に推進することが適当であると考え、中央及び都道府県の段階においては事業団が最小限度の職員を置き、市町村団体業務の指導に当たることとしておるのでございます。

〔大石(武)委員長代理退席、委員長着席〕

これらの点について御答へすべきものでありますのでございしますが、ちょうどその後の議事の問題等によつて非常に急いでやらなければならぬ立場に立たされたので、松浦委員に対する御答へが本会議においてたいへん粗略になりましたことをこの際申し上げまして、さらにかように御答へ申し上げた次第でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○松浦(定)委員 たいへん御親切な答へで、これはおそろしく本法案に対する総体的な答へ要旨の羅列だと思ひます。私は、あの本会議の時点においてお尋ねしたときに、それはむろんこの内容には触れておりますけれども、その概要をやはり説明していただくことが骨子だったわけですから、おそ

らく、その後においてそれは詳細な御検討をされたものだと思ひますけれども、いづれにいたしましても、いま最後に農林大臣がちょっとお触れになったように、あのときは時間の関係が非常に云々と言われるけれども、私の聞くところでは、こんなことを言うのは申しわけありませんが、當時議では、農林大臣の答へが長いので、これは与党側です、長いので、ひとつ簡単にやれ、こういう命令が下つておつたというふう聞いておるわけですから、もしもそうだとすれば、私は非常に遺憾だ。大臣の意思でなかったというふうには私は理解してあげたいと思ひます。大臣は、いまのような御答へをされるつもりだったけれども、そういう話があったので切り詰められたのだと思ひます。いづれにしても、私は、この法案の内容についてこれから御答へをいただきたいのでありますが、ただ、いまお話しになりましたようなことだけでこの内容は必ずしも充足できるものではない、もう少し具体的な御答へをいただくなければならぬ点がたくさん出てくると思ひます。それは、それぞれ社会党のほうでも多くの先輩議員が質問いたしますから、高度な点からの質問があると思ひますが、私は、きわめて末端における農民の気持ちといひますから、そういうものを基点にして質問いたしますから、あまり条項にこだわらないで、大臣のほんとうのお気持ちを随時お聞かせを願ひたいと思ひます。

そこで私は、次にお伺ひいたしますのは、昨年提案になりました内容で今度新しく改定になったというところは、未墾地が入り、あるいは農業委員会に事務をやらせるといったような、その程度だけであります。先ほどの質問の中にありますように、この内容の骨子とする点についてはあまり具体的に変化はないのではないかと、私は、実は、こういうふうにお考へしておるわけでありまして、特に、町村段階あるいはまた現地で、この問題でいろいろ意見を聞くと、どうしても表面に出てくるのは、一昨々年の赤城さん当時の構想というものが政府としてなぜ実施できないかという意見が出

てくるわけですから。その点は随所で聞いておりますけれども、今日、その当時の考へ方と変わつておる点については、特に長期低利というふうなものではない、この法案実施の効果は出てこないという点に、私も注目しておつたわけでありまして、ところが、先般大蔵大臣からは、他の金融制度との関係で云々という点もありましたし、あるいはまた、昨年は百カ町村だけども、今度は赤城さんの当時の四百カ町村をやりましたから御安心くだされといふような、ちょっと答へらしくない答へをされておるわけでありまして、しかし私は、いかに町村がふえても、あるいは多少の事務を町村段階にまかせられましても、真にこの内容というものを實現する場合にも、おそろしく問題が多く出てくるのではないかと、こういう点を心配をいたしておる一人であります。

そこで、一番重大なところは、昨年の案では直接事業団が売買のあっせんをする、買い取りもするし売り渡しもする、こういうことだった。今回は、それをおやりにならないで、売り手と買い手のお世話をするだけだ、いわば現在の農協がやっておる信託事業と何ら変わりがないのである。か、こういう点であります。この点は、なぜそういうふうな非常な後退をしたのか。ほかのほうでは前進したようなことを言っておられますが、大事な点で後退しておるというのはどういふ意味であるか、その点をまず農林大臣にお聞きしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 今度の案で後退したところはないと思ひますが、ただ初年度でありまして、いろいろな整備もありたいし、初年度の事業としてはどの程度までいけるという問題を十分事務当局で検討させておるわけでございます。その事業そのものが後退したところはない。むしろ、地方農村の皆さんに、去年のときはこの事業団に對していろいろと疑惑があったり問題がございしたものでいろいろ制限がございしたのが、今度の事業団の仕事としては後退は一つもないので、進展しておる一方でございます。ただ、初年度の今年

においては準備すべきことその他の問題があるから、どの程度にやればよいのかということをするので、事務当局に命じていろいろやらしておるわけでございます。その意味で、そういう意味であると思ひます。何も後退はいたしていません。

〔委員長退席、大石(武)委員長代理着席〕

○松浦(定)委員 前進したとおっしゃいますけれども、昨年は三年ないし五年はパイロット方式だ、それを、今年パイロットをやめて実施をするということでありまして、これは私は、ある程度前進したと思ひます。ところが、そのパイロットであるときですら買い取りあるいは売り渡しをする、こういうことだったと思ひます。ところが、今度はパイロットでなくなつたにもかかわらず、ただあつせんだけのことだといふのですから、これは私は、前進どころか、かえつて非常な後退だと思ひます。大臣は後退でないのだと、こうおっしゃるのです。局長でもよろしいから、その点を明らかにしてください。

○大和田政府委員 昨年御審議をわざわざいたしました法案では、百の町村についてパイロット的にやってみるということの上に、初年度においては農地の買い取り売り渡しは行ない、次年度以降にそれを越したわけでございます。したがうして、ことしも農地の買い取り売り渡しをやる。これが自立経営の育成という面あるいは交換分合を促進する面での確であることは、私も十分そのとおりだと思ひますけれども、事業団が具体的に土地を買つたり売つたりいたします場合には、土地価格をどういふふうにするか、あるいは買ひましたものをどういふふうにするか、あるいは買ひましたものを多少行政的な問題がないわけではございませんので、したがうして、私も似たしましては、昨年と同じように、初年度は農地の買い取り売り渡しを具体的にやらないで、まず体制づくりにして、そして農地の買い取りのあつせん、未墾地の買い取りのあつせん等々に全力を注いで、次年度以降において事業団自体による農地の買い取り売り渡しをやつていきたいというこ

とでございませう。したがって、私も内部的に案をつくりますまでの過程としてはいろいろな問題がございましてけれども、昨年度国会で御審議いただいた案といたしましては、初年度から事業団による農地の買い取り売り渡しをするというところではございませう、これは次年度以降に持ち越したわけでございませう。

○松浦(定)委員 昨年も本年も同様だ、こういう御意見のようであります、私も、この法案の性格からいけば、ただ、あつせん、三分三十年の融資をするだけだということだけでこの事業団の効果をあげようなんということは全然考えられないと思うのです。ですから、やはり売りたい人がいつも売れる、買いたい人はどこでも買える、こういう点がなければいけないということを昨年もいぶん質問したわけです。それでは、もしそういうふうにおっしゃるならおさらのこと、今年も昨年と同じだ、昨年もそうであつたから、こ

のも、当初の初年度としてはさように出発しておるのでございませう。したがって、これはあなたの御主張どおりの方向に向かつていくことは当然でありまして、そういう方向に進みたい、かように考えております。

○松浦(定)委員 昨年度いろいろ町村におけるそれらの調査をいぶんなされたようにこの考え方の中にも出ておりますが、実際、現在のこの法案が成立した場合に、全国でどのくらいの町村の希望があるのか、あるいはまた、農林省としてどうしてもこれは実施しなければならぬといつたような町村の数というものはどのくらいあります、その点を聞かしていただきたい。

○大和田政府委員 先ほどの話にもありましたように、まだ法案は成立いたしておりませんので、その宣伝をしたり、広く意見を聞いたりするわけにもまいりませんけれども、私も法案を練る過程におきまして、昨年の十一月ごろでございませう、大体こういうことであろうかということが、大田を通じて非公式に町村の意見を聞いたことがございませう。そのときの結果によりますと、初年度において農地管理事業団の実施地区に指定をしてほしいと申し出た町村が六百五十六でございませう。そこで、その町村の県ごとの所在の概数を申し上げます。一面、都市工業地帯で東京とか大阪とかいふところは一件の申し出もございませう。愛知県でたしか、一つあつたかと存じます。この六百五十六の町村を地図でドットいたしてみますと、大体農業地帯でございまして、別に私もその六百五十六の中からしか四百の地区を指定しないというわけでもございませうけれども、大体は、農業を今後も引き続いてやっていくような地帯においてこの事業が御理解いただいておりますというふうに思っております。

○松浦(定)委員 この六百五十六で、面積はどのくらいあるかあります。

○大和田政府委員 六百五十六の町村は大体農業地帯でございませうから、農地面積としては、ある

いは普通の町村よりも多いかと存じますけれども、先ほども申し上げましたように、まだ法案ができておらないわけではございませう、そう詳しく調査、希望はとっておりません。今後、法案が幸いに成立いたしましたならば、直ちにその作業に入りたいと思ひます。

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○坂田国務大臣 先ほどお答えいたしましたとおりでございまして、今年度の初年度においては、そういういろいろな点において準備をする必要もあり、また根本方針をやり、また地元におけるいろいろな活動、いわゆるそういうおっしゃるような活動を開始するための前提条件として各団体等を通じていろいろ固めておくべき事柄も非常に多い

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

○松浦(定)委員 松浦(定)委員長代理退席、委員長着席

まして、強制買収は動かさない、そうして開拓をやる場合には、利用者が未墾地に開拓する権利の取得をいたしまして、そこに規模に応じて国営なり県営なり団体営なりで開拓事業を進めるといふふうに割り切ったわけでございます。現在、開拓パイロット事業というのは相当な成果をあげられて進められておるわけでありますが、いまの時点でもう一度考えますと、強制買収の規定をはずすといひますか、いわば眠らせまして、完全に未墾地の相対取得というところに切りかえますと、何といひまして、農村で個人と個人との話し合いでは未墾地の取得というものはなかなか進まないのが現実でございます。したがって、国営なり県営なり団体営の開拓パイロットの仕事も、うまくいきそうになって権利の問題でとんざして流れてしまふという例がよくあるわけでございます。したがって、私は、開拓パイロットの方式を今後進めながら、完全に相対取得ということではなくて、農地管理事業団というものはある意味で公的な機関でもありますから、この農地管理事業団が所有者と受益者の中間に立って権利取得のあつせんをすることによって、相当未墾地の取得が進められるだろうというふうに期待をいたしておるわけでございます。したがって、日本の農村どこでもというわけにはいきませんけれども、事業団のあつせんによって未墾地の権利の取得が行なわれる地帯は相当ある、十分期待できるというふうに私は考えております。

○松浦(定)委員 地帯によっていろいろ違った点が出てくるから一がいには言えないのであります。が、たとえば、いま一部に国有林の開拓問題なんか出てくるわけでしょう。そういう場合、おそろくそういう理由の一つとしては、農用地に利用できるようなところだ、こういうことになるわけですが、かりにこの法案ができたとすれば、開放問題といふような、そういうものは起こり得ない、こういうふうな考えでもよろしいですか。この関係はどうなるのですか。

○大和田政府委員 国有林の開放につきまして

は、農林省としては、従来国有林の活用ということをやっておりますので、農業委員会が中に入つて、国有林の開放ということに農地管理事業団の規定を使つて仕事をするというケースは、私は、あまり考えなくてもいいんじゃないか。したがって、この未墾地のあつせんの規定が入つたことによって国有林に特別のトラブルが起こるといひますか、特別の進んだ事態がくるというふうには私どもは期待いたしておらないのでございます。

○松浦(定)委員 いま私の申し上げるのは、この事業団が、そういう未墾地のあつせんをするという規定が入つてやるとすれば、開放問題は、やはりそれと同じような性格、地帯を目標にして開放をしようとするのですから、開放した場合に、個人に持たせる場合があるし、あるいは市町村あるいは農地管理事業団が持つ場合があるわけでしょう。ところがこの場合は、そういうものはないわけですから、全くの個人に對してあつせんをするわけのほうで、個人で持てないけれども、開放問題でやつてくれれば団体として持てるんだ、それはやはり開放がそういうことに適正であれば農林省もそれに應ずるんだという法律ができた法律をつくろうとしておりますから、私は、この事業団がそこまでする必要がないんだというふうになるのかならぬのかというのを聞いておるので、いまのお話では、あまり関係がないんだ、このおっしゃいますけれども、それじゃ、開放問題なんか出てくる余地がないというふうな考えでよろしいのですか。

○大和田政府委員 国有林の開放の問題は、それ自体またいろいろな問題がございまして、農地管理事業団が未墾地の取得のあつせんを規定いたしましたからといって、国有林の開放問題について特別な進展がある、あるいは阻止されたりあるいは非常に進められたりというふうには私は考えておりません。これは、いわゆる国有林の開放の問題とは別の問題だというふうに理解をいたしております。

○松浦(定)委員 ちょっと私も理解に苦しむわけですが、これはいま、ただ本年度については売買はやりないからそうなんですけれども、次年度からは、かりに売買をやるといふことになりまして、やはり開放の場合も売買にひとしい行為になるわけでしょう。個人に持たせるかあるいは団体に持たせるか、しかし目標は、農地になるようなところしか開放しないのだから、あるいはまたこの管理事業団が未墾地として指定という認定する場合も、それと同じことですから、私は、仕事の面について、そこで競合するようなことになるんじゃないか、こう思うのです。それを全然別だということになれば、依然として、やはり開放問題で、この事業団がやれるようなところでも開放としてやつていくのではないか、こういうことを心配するわけですね。この問題とそれは別だ、こういうふうにお考えになるなら、それはそれで、その時点において検討すればいいと思ひますが……

○大和田政府委員 農地の事業団による買い取り売り渡し規定は法律にはつきり書いてございまして、ただ初年度においてはいろいろ準備があるもので、これを動かさないで次年度以降にやりたいというふうな考えでおります。未墾地のほうは、事業団による農地の取得、売り渡しというところは、私は私も考えておりません。これは法律にも、未墾地につきましては未墾地の取得のあつせん融資というところでございまして、農地と未墾地との事業団による取り扱いは違えておるわけでございまして、また、未墾地の取得のあつせんと国有林の開放の問題は、これはそれぞれの理由なりあるいは情勢なりも違ひまして、私は、この事業団による未墾地の取得のあつせん融資が国有林について特別のトラブルを起こすことはまずないというふうに確信いたしておるわけでございます。

○松浦(定)委員 それから市町村の指定の問題ですが、これは構造改善事業をあわせて行なつておるような地帯について指定をする、こういうお考えなんです。現在、私どもは、構造改善というものは決して成功はしていない、こういう認定に

立つておるわけですが、この構造改善事業が、かりに政府のおっしゃるやうに成功しておるのだ、こういうことになりまして、構造改善では成功をし、さらにまた、この事業団でもつてそれに上置きをしてやるということになりますと、全国的にいろいろ地理的条件のある町村において不均衡な点が出てくるのではないかと、こういうふうな考えなんです。それから事業というものは非常に数が少ないから、これはいかにつばにやつても全農民を納得させるようなものではないといふことは、これはもう明らかであります。この構造改善事業とあわせてやらなければならぬ、こういう点の考え方はどうなんですか。

○大和田政府委員 構造改善事業を行なつてゐる村で、構造改善事業といひますと、いわゆる構造改善といふこととまざらわしいものでございまして、まあ、自立経営の育成といふようなことで、いわゆる構造問題に取り組む例はほとんどないわけでございまして。しかし、構造改善事業をやつて、基盤整備をして、機械を導入して、共同加工施設等をつくるということになりますと、さらに一歩進めて自立経営の育成といひますか、あるいは協業経営の育成といひますか、構造問題に手をつけようという問題にぶち当たる場合が多いわけでございまして。したがって、私も、構造改善事業を行なつてゐる地帯で、この事業団の事業地域の指定をしてほしいという村が相当出てくることを予想いたしております。先ほど申し上げた六百五十六の市町村の中で、構造改善事業に係のある市町村は約七割でございます。しかし、この事業団の指定といひますか、事業団の事業によつて、いわゆる私どものいう構造問題に取り組もうというところといふゆる構造改善事業とは多少問題の内容において違つてございまして、いわゆる構造改善事業をやつておるところでなければ事業団の地域として指定しないといふふうには私は考えません。構造改善事業はやらなければならない事業団の指定をしてほしいという村で、当然そういう指定をすべき条件の備わつておるところ

でありますれば、構造改善事業をやっているから、やっていないからということにかかわりなく、私どもは、この事業団の地域として指定をいたしたいというふうに考えております。

○松浦(定)委員 そうしますと、構造改善事業をやっていないけれども、その該当町村であり、その必要があればやるんだ、こういうふうな考えであるわけですね。

さらに、私は具体的な問題で、たとえば今年度四百カ町村を指定する。さらにまた、その取り上げるのが三千町歩だという場合に、もしこれが五千町歩、一万町歩という申し入れがあったときには、必要なところからというか、まあ、先着順位とかいったような、そういうような問題でやりになるというなら問題になるわけですが、やはりこれは予算の関係があるからこれだけしかやれないのだということになるわけですか。あるいはまた、四百カ町村で三千町歩が五千町歩、一万町歩になっても、必要と認められた場合にはそれらも認めるのだ、そういう含みがあるのですか、どうですか。

○大和田政府委員 農地管理事業団の事業地域の指定をいたします場合は、幸いにこの法案が通りました場合の事業のスケジュールを考えますと、大体八月の初めに事業団をつくって、市町村の指定というのは十等の初めから逐次行なうということになるのだらうと思います。したがって、私ども、とにかく実質的な体制をつくること、がねらいでございますから、あわてて町村なり農業委員会のしりをたたいで、早く早くというふうにはいたさないつもりでございます。したがって、四百カ町村が事業地域になりますけれども、実質的に仕事ができるところは、私は、その中の半分あるいは三分の程度、あとは体制づくりで四十二年以降の活動に期待するということになるのだらうと思います。したがって、預金部資金の借り入れ金といたしましては、融資ワケは四十億でございますけれども、この四十億を四百カ町村に平等にまくだというふうなことはや

ないで、体制の整ったところであれば、その事業量に応じてどんな金を出していくというふうにいたしたいと思えます。もしも四十億がオーバーをして六十億になったり、七十億になったりする場合は、これは事務上のことを申し上げて恐縮ですけれども、貸し付け決定をして、実際に金を融通するのは来年の四月以降ということも十分考えられますから、私は、四百カ町村がかりに順調に動いて四十億では足りないという事態がきても、事業団としては今後十分にやっているといるというふうな考えでおります。

○松浦(定)委員 私は、このようなことを聞きますのは、別にこれをもってひとつどうしてもやらなければならぬという意味で聞いておるわけじゃないのです。実際問題として、今日、年間七、八万町歩というものが動いておる。それに対して、それを五年、八年でもってやるのだという、そういうものから比較すれば、現段階においては適正なものではないというふうな見地から私は聞いておるのであって、むしろそれがあることによって、その三分、三十年というものを使った農家だけが非常に有利になる、他のものは非常に不利になるというふうなことがあるならば、これによって絶対的な効果があるというふうでないものであるとすれば、私は、何もいままうこれをやらなければならぬというものではないという考え方から言っておるのであって、他の農家との関係を十分考慮するならば、いままうこれらの実情に沿うことの必要があるのではないかと。昨年もそういう意見がずいぶん出ておったわけですが、それにもかかわらず今年も依然として、金額は四十億になったけれども、これがいまお話になりましたように十月以降の四十億であれば、これは年間やはり八十億にならなければならぬ。しかし、これは時期がくるから、事業面からいけばこうだというふうになれば、一応理屈としては通るかもしれないけれども、いままうにそういう四百カ町村の中で百億必要とするようなものが出た場合に、この点についての認定なんかで末端におけるいろいろの

紛争のもとになる場合もあり得ると私は思うのです。あるいはこのようなものではどうにもならないということ、事業が全然行き詰まるといったような点もあるかもしれない。そういう点で聞きましておるわけですが、特に、私は、北海道のことを申し上げてみたいと思うのです。北海道は、この七、八万町歩の中から除外しておる、こういうわけですが、大体、年間どのくらいの離農者の反別が出ておるか、それを参考までに聞かしてください。

○大和田政府委員 七万五、六千町歩の農地の移動の中で、北海道の占める割合は三万町歩とちよつとでございます。また、いま離農というお話でございますので申し上げますと、昭和三十五年から四十年までの農業センサスによります農家の戸数の年平均の減少の割合は、全体で七万八千三百戸でございます。詳しく申し上げますと、七万八千三百七十三戸、うち、都府県で七万一千四百四十戸、北海道で六千九百三十三戸、これは農家の減少数でございますが、このほかに分家その他で農家がふえる場合もございます。そのふえる農家を想定いたしますと、全国で九千八百五十六戸、都府県で九千九百九十九戸、北海道で六百五十七戸、概数で申し上げますと、農家の減少数が平均して年七万八千戸で、新しくふえる農家が約一万戸でございますから、離農をする農家というのは年平均八万八千戸でございます。その八万八千戸のうち、都府県で約八万六千戸、北海道で七千六百戸というのが大体の数でございます。しかし、内地と北海道では離農の形態が相当違っています、面積で申し上げますと、この離農する農家が大体八万八千戸あるわけですが、その処分をいたします農地の面積は、全国で約五万一千二百町歩、うち、都府県が二万六千六百町歩、北海道が二万四千六百町歩。この離農をいたします場合に、農地を手放しましても、農地をつぶしていれば非農地にする場合もあるわけでございますから、それを除きまして、農地として離農する者が処分をいたしますものが全国で約四万一千町歩、

うち、都府県で二万一千町歩、北海道で二万町歩というところで、いずれにいたしましても、北海道が農地の移動あるいは離農で農地を手放すものにおきますウエートは非常に大きいわけでございます。

○松浦(定)委員 私は、北海道の内容については、従来からいろいろ承知をしておるわけですが、なぜこういう離農者が出てきたかということについては、それは現在の農政の欠陥だということとは明らかなんです。特に開拓者においてそれがはなはだしい。こういうことで、開拓者の特に負債整理の問題についてはずいぶん前からその問題を指摘しておるわけなんです。現行法ではどうにもならないということで、わずかの離農資金を出してこれを糊塗しておるというのが実情なわけなんです。それで一般の人は、われわれのところは陳情に来る人は、この法律でもってこれを何とかしてもらえろのだ、何とかしてもらいたい、こういう意見が圧倒的に多いわけなんです。北海道で一戸平均七十万、八十万という負債があつて、そして離農をするにもできないのだ、こういうふうなものを、今度事業団ができれば売ってもらえろし、それからまた買うこともできるのだということ、非常に希望を持っておるということが流布されているわけなんです。いまのようなお考えですと、これはなかなかそれらの希望を満たすような内容ではないわけですね。たとえば今度はそういう買い取りはしないということもさることながら、その予算の面からいっても、たとえば水田の場合は反当二十万、畑作の場合は三万なり三万五千なり、あるいは五万と仮定いたしましても、その要求の数というものは膨大なものになるのです。そういう意味で、離農する人——いまの農政の欠陥から、現在困っておる者を救うことができない。目的は、私は、自立農家を育成するために、この考えないんだといえればそれまででありますけれども、先般の私の質問の中にもありましたように、土地を買い受けた人は、ある程度安定した農業が

かりにできるとする。しかし、離農する人は、逆に労働者になったり、また高い金を借りて何かに就労しなければならぬといったような人がたくさんあるのですから、同じ農民でそういう不公平なことのないよう、こういう法律というものは考えられてしかるべきだ。私は、いろいろ農民の率直な要求をそのまま考えてみるならば、こういうようなことを考えるわけなんです。いま言われまして、北海道は内地と非常に違った離農者がある。買いたという人も、長期低利であれば買うという人もあるかもしれない。しかし、これを事業団で取り扱うということになれば一部の人だけを利用し、あるいは多くの人がこれに対して苦しむということではいけないと私は思うのであります。昨年一カ年に私の住んでおる十勝原野は、これは一昨年の冷害の影響もありましたけれども、八千数百町歩の農地が移動されておるのです。一市十九方町村でありますから、少なくとも一町村四百町歩以上のものが自動的にそういう動きをしておるわけなんです。しかも、その動いておるのは借金して苦しんでおる。高い利子で短期の金だから、しかたなく売っていく、買うほうも、また高い利子を出して買っておく、こういうことなんです。ですから、これに対して多少の希望者があると言いますけれども、これが一町村にわずか五町歩や十町歩、あるいは特定の人だけということになりますと、むしろこの法律ができて実施段階において問題が起こる、こう私は思うのであります。だから、これはそういう形でことしは買取りも売り渡しもしないけれども、来年度になったらその問題については行なうし、買取り手のないところは買っておく、さらにまた、その要求に応じて資金の増額をするのだ、こういうような政府のお考えであるなら、それらの農民の希望を満たせると思うのですが、そういう点について、依然として現在のお考えどおりであるなら、これらの農民に対して、これはだめなんだ、こういうものに惑わされて考えておったのではないかないんだというふうに私も言わざるを得ないわけ

けですが、そういう点は大臣どうお考えになっておられますか。

○坂田国務大臣 松浦委員のおっしゃるとおり、それがさような情勢になりますと、もちろん今年からは、先ほども繰り返して申しますとおり一種の準備時期でございまして、できるだけのこと、私どもは準備時期といえどもやってまいります。いま仰せのような事態に対してどうするかという問題でございまして、これは私どももいたしまして、できるだけその資金の増額をいたしまして、そのほうの農民の要求に沿うように努力をいたしてまいりたいと予定でございまして、もちろん移動が全部そのほうへいくというわけにはいきませんので、さしあたりのところは、自然の移動のうちの大体四割以上ぐらいがここにかかるような方向にいきやせぬかというのを現在の段階においては見積もっておるわけでございまして、これは進行いかんによりまして、お説のとおりこれは拡大いたしてまいりたい、かように考えております。

○松浦(定)委員 それから農業委員会あるいはまた町村の場合は、とにかく現行法をそのまま通してほしい、促進大会まで開いてやっておられるようでありまして、そういう意見であります。これは私は、会議とか委員会とかあるいは町村とか、そういう機関の総まとめとしてはあるいはそういう意見が出てくることもあるかもしれないけれども、実際にその対象になる農家個々には非常に不安を持っておる者が相当あるわけなんです。あるいはその内容についても、いまおっしゃるような、なかなか思うようにすつといかないという点があり、あるいは目標を立てて将来自立農家をやろうというふうな踏み切れない農家もたくさんあるわけなんです。私どもの手元へきております、逆にいえば、これらに対して反対というような機関の中にも、これは現行法の行き方では反対だ、しかし、この内容をどういうふうにしてもらえばある程度やむを得ぬといったような要望も出ておるわけですが、政府当局のほうへは全国

からおそらくいろいろの問題がきておると思うのです。その賛成の意見は、これは原案を出しておられる政府でありますから聞く必要はないのであります。それに対して反対とかあるいは条件を付して云々といったような申し入れがありますかどうか、これを聞かしていただきたいと思っております。

○大和田政府委員 私ども、希望としてはいろいろな御意見を伺っております。たとえば、三分三十年の融資ではなくて二分四十年にしてほしいというのが一つございまして、それから事業の実施の方法といたしましては、大体これは農家が要望されなければ私どもの仕事は伸びないわけでありまして、市町村が希望し、また農家が要望するということでありまして、大体五年程度で全国の農村らしい農村にこの仕事を及ぼしたいと思っておりますけれども、それをもっと早いテンポでできないかという御要望がございまして、あるいはそれとは逆に、そう全国どこでもやるようなことではなくて、むしろ昔のパイロット方式でやるべきではなかったか、そのパイロット方式でやりながら、いわば深さをもっと深くしてやたらどうかという御意見も中にはございまして。

○松浦(定)委員 それから一番問題なことは、私の本会議の質問のときにも、たとえば自立農家育成のために二町五反で百万戸つくるのだというところでありますけれども、これは中期経済計画後におけるいろいろな変動でもってなかなかできない。現在一町五反程度のものはあるけれども、それはもう微弱なふえ方だといったようなことを大臣はよくおっしゃっていらっしゃいますが、この問題は、適正規模というものをきめないうで移動することは私はできないと思うのです。北海道のような場合は、一戸平均が現在十町歩でもだめなところがある。これは十五町歩に二十町歩にしなければならぬところがあるわけなんです。ところが、現在十五町歩、二十町歩つづいておる農家はある程度力があると仮定するならば、それを買うだけの準備なりあるいはそれだけの態勢が整っておるわけ

なものです。でありますから、町村農業委員会です。そこに何がしかの土地があるとすると、そこへ上積みをしていくような形になって、そして二十町歩の人が二十五町歩になる、十町歩の人は全然ふえていかないといったようなことがあり得るわけです。その十町歩の人は、どうも力がないからこれを売り渡すことができないのだ、買い取らせることができないのだという意見が出てくるわけなんです。ですから、そういう段階においては、その地帯における平均、上から見た二十五町歩が適正だというものでなくして、その付近の部落の平均よりも上の人は一時遠慮をして下の熱意ある人に渡すとか、そういうような基準というものが私は必要でなからうかと思うのです。いたずらに一方的にそういうように有利な農家をつくるということとは、これは全体から見れば好ましいことではないと思うのですが、そういうような問題についてはどのような処置をされようとしておるのですか。

○大和田政府委員 私ども提出いたしましたこの農地管理事業団の考え方の中では詳しく私どもの考え方を述べておりますけれども、自立経営といいますが、この農地管理事業団の事業については、その村で育成すべき農業経営のタイプというのが、全国的に申し上げれば、農業所得が七十万円以上あれば地元の勤労者の生活水準と大体同じ程度の農業所得といえるのではないかと、いうことで、所得水準では七十万円以上あればおおむね自立経営といえるのではないかと、いうふうに思っています。そしてそれがどういう経営であるかといいますが、これは地帯によつて、また経営の組織によつてまちまちでありますから、何町歩というふうにはいえないのですが、私どもの経験で、村に入つて、そこでこの村で農業によつて大抵生活できる農家の形というのはいくつものものであろうかという質問をいたしますと、村長なりあるいは農協の組合長なり、あるいは農協の職員なり普及員なり精農家なり、それぞれ会って聞きましても、わが村で農家として一本立ちになれる農家と

いうのは、大体水田地帯であれば三町程度であらう、あるいはミカン地帯であれば一町五反でありますとか、非常に具体的な形として大体わかるわけでございます。東京で、由で自立経営とはいかなるものかというのを議論いたしますと、議論百出したしますけれども、現地で、その村で育成すべき望ましい農業経営はどういうものかというふうな問題を申し上げますと、相当はつきりわかるわけでございます。そういうものの考え方を、私もこの農地管理事業団の運営の考え方でお示しして、一つの御参考として供しておるわけでございますが、育成すべき農業経営のタイプというのは、現地では大体見当がつくということがまず第一点でございます。

それから農地管理事業団が農地の取得のあつせん、融資、あるいは来年以降農地を買収して売り渡す場合の相手方の農家といたしましては、かりにその村において二町五反あるいは三町歩の農家が自立経営の形としてきめられても、いきなりすぐそこに近づくというふうには私も考えておりません。私も農地の売り渡しの相手方として考えますのは、とにかく農業を一生懸命やろうという意図、意欲があつて、しかも、当人なりあるいはあと取りなりが農業を一生懸命現にやっている、技術水準なりあるいは能力の点からいっても、将来自立経営的なものとして成長し得る基盤があるという農家でありますれば、いまかりに一町二反でありましても、あるいは一町五反でありましても、私もこの事業団の事業の対象にしてまいりたいというふうに考えます。

したがいまして、いまの御質問にお答えするまでだいたい回り道をしたのですが、かりに二町五反とか三町とかいう目標を掲げます場合に、いきなりそこにくるものに農地を売り渡すか、あるいはいまは一町二反、一町五反であるけれども、将来を展望してその農家に売り渡すかというところは、その農家の経営の実態なりあるいは農地の位置で、これによって集団化がどの程度達成できるかというふうなことも含めまして、私も、上か

らいわば押しつけてこうやれというふうには言わないで、農地管理の方針といえますか、村に農地管理協議会というものをつくって、村の人たちが寄り集まって、そこでわが村の育成すべき農業経営の型、どういう段取り、どういう見通しでそれをするかということを含めていただくわけでありますから、そこでひとつおきめいただくというふうな考えております。

○松浦(定)委員 私は、いま、そういう反対の立場に立っている農家の、あるいは団体の、こういうふうにしてほしいという者の意見のことを申し上げておるのです。ですから、それらは、いま言われたように、適正規模というものをきめるのは当然だ、したがって、それ以上の者には渡さないで、中農者といいますが、そういうレベルより下の人に対して重点的にそれを渡すようにしよう、こういう要請が一部にあるということを申し上げておるのです。

それからもう一つは、離農した場合に対して、開拓者は四十五万ですか、離農資金がある。大臣の御答弁の中にもそういうことを強く言っておられるようでありまして、この法案を実施いたしますと、これは開拓者、既存農家といわず適用される場合があるのですが、そういう場合には、少なくとも百万円程度の離農資金を出してもらわなければならないというのを言っておるわけですが、そういう点については、開拓者の四十五万はきまっているのであるけれども、この法案実施にあたって、離農する者については、それと同様の趣旨のことを考えておられるのかおられないのか、この点を大臣からひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、離農者に対しては、先ほどの離農資金等を考へておるわけでありまして、一般の地帯についてこれを考へるかどうかという問題でございますが、これはもっと慎重に検討してまいりたい。現実の問題として、離農が結果として行なわれるわけでございますから、これらに対しては、財産の、いわゆ

る土地の売り渡しの問題とか、あるいはそのときにおける譲渡所得に関するいろいろの税金の問題とか、それからその後における就職の問題とか、そういった点についてはき得る限りのお世話を申し上げるということにいたしたいと思ひますが、離農資金というもののについては、開拓者以外の方面についての問題は、いまのところ考へておりません。これは慎重に検討を加えてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○松浦(定)委員 考へておらないとおっしゃいますけれども、現に開拓者が、もしこの法案が適用されたとすれば四十五万もらうわけですが、ところが、それよりも前から永住して苦しんでおつて、しかも、隣の自立農家に対して協力をするといたような、そういうような場合が往々にしてあり得ると思ふ。そういう場合には、隣の開拓者の人は、開拓者は何も集団してゐるわけではなく、各部落に入つておるのですから、そういう人が出ていくときには四十五万もらえるけれども、そうでない人が出ていくときには一文ももらえないといふことは、私は、この法案の内容といふものは離農する人に対して何もあつたかみがないんだ、親切がないんだといふことを申し上げておる。できないならできないでいいです。あとからこれらの問題について要請する場合もあり得るし、あるいはこの法案が実現できなければ、これは何もそういうことを審議する必要はないことですから、その点だけ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほどの御質問につけ加えて申し上げますが、この離農問題のそれらについては四十年一度、今年度から調査を進めるといふことにいたしましたし、その調査の結果に基づきまして考へてまいりたい、かように考へておるわけでありまして、○松浦(定)委員 離農者対策的な調査といふものは、これは政策としておやりになるのですから、ある程度予算がついてやつてゐる、こうおっしゃるのですが、それはけっこうであります。ところが、今度の法案によって売り渡して離農していく

者にもそれが直ちに該当するものか、あるいはまた、それとこれとは別だといったような考え方であるのか、その点はどうなんでしょうか。

○大和田政府委員 離農奨励金とかあるいは離農年金を出すことがいかに悪いかという問題を含めて四十一年度において離農の実態調査をして、今後の検討課題としたいというふうに、先ほど大臣からお答えがあつたとおりでございます。私も、この農地管理事業団の運営に關しまして離農の問題を申し上げますと、農地管理事業団がいま取り上げてやろうとしたことは、離農を促進したりあるいは離農を奨励したりして、無理にといひますか、できるだけ土地を多く売つてもらうというふうな事業団を動かさないで、むしろ現実には、ある意味で何もなくても自作地が七万五、六千町歩動いてゐる事実に着目して、しかも七万五、六千町歩動いておりながら、農業を一生懸命やつて、農業によって身を立ようとする農家に土地が動くことはきわめて少ないという事態にかんがみまして、農地管理事業団があつて三分、三十年の有利な金融をつけて、できるだけ農業を一生懸命やろうとする農家が土地を取得しやすいような条件をつくりたいといふことが農地管理事業団の仕事の中核であります。したがいまして、農地管理事業団の活動によって離農を促進したり、あるいは離農をすすめる趣旨ではないわけでありまして、その意味で、私は、現在の農地管理事業団の動き方としては、離農対策そのものと特別に關係を持たないでも、仕事は進められるというふうな考へております。ただ、先ほど申しましたように、離農する戸数というものは最近相当な数にのぼつておるわけでございますから、離農する人たちができるだけ円滑に離農できるように、あるいは離農してからあとの生活ができるだけ余裕のある生活が営めるようにありたいといふことは、私も、私も共通の願ひでございます。

したがいまして、離農を奨励したり、あるいは離農を援助したりといふことは、ただいまのところ考へておりませんが、私も、私もこの農地

管理事業団に關連してやりますことの一つは、土地を売って離農する人が譲渡所得税をどかつと取られるのは、将来の生活の設計に妨げになるわけでございますから、租税特別措置法によりまして、農地あるいは未墾地等の譲渡益が八十万円に超えなければ、その面では所得税がからないとすることを一ついたしたわけでございます。

それからもう一つは、労働省関係のいわば労働対策として、中高年齢層の失業者に対しては、失業手当あるいは訓練手当等相当行き届いた援助措置があるわけでございます。農業あるいは農家が一体この中高年齢層の適用を受けるかどうかという点につきましては、家を廃止する必要があるという取り扱いになっておりまして、離農をしようとする者が、どの段階でこの中高年齢層の失業者の取り扱いを受けるかという点は、必ずしも従来明らかになっておらないのでございまして、現在農政局を中心として、労働省と交渉を進めております。そうして私も期待をいたし、また実現が大体できそうだというふうに思っておりますのは、全部農地を手放さなくても、ほんのわずかに自給菜園的なものを持つていて、ある段階において家業の廃止という認定を受けて、失業者として取り扱われる中高年齢層の者が、職業訓練を受けやすいような、あるいは職業訓練手当をもらいやすいようなことを、いま労働省と検討をいたしておるわけでございます。

○松浦(定)委員 いま局長のお話ですと、無理にこの土地を売れとかなんとかしない、もし売りたい人があったら世話をやるのだ、こういう非常に消極的なものだというのが明らかにされておるのです。私は、最初にも申し上げましたように、そういうものであるなら、農協の信託事業で間に合うではないか、こういうことを言っておるわけですが、そういういまのお話のように、無理に売れというのではないのだ、特にまた、離農といったような、そういう非常に責任のある問題については手を触れないのだ、こういうことになりまして、これはなおさら売りたい人でも売らないで、

そしてしかも高利な金で苦しんでおる、こういう点が依然として絶えないと思うのです。現に売れている人、先ほど申し上げましたように、七、八万町歩、特に北海道のようなところで、一カ町村に四百町歩も五百町歩も売っておるようなところでは、これはやむを得ずそういうふうにして人々がたくさんいるわけですね。そういうものも別にすめないのだから、別に離農については何も考えなくてもいいのだ、こういうような考え方だと、私も、この管理事業団の性格というものは、そんなに政府が考えておられるような成果があるとも考えられないし、あるいはこれはどうしても現在の農業には必要だ、農地を拡大するためにこれは必要だというふうには考えられないわけなんです。だからあくまで、この点についてはいま検討をしておるとおっしゃいますけれども、そういう考え方での御検討はただ単なる検討に終わってしまうと思うのです。

それで、いま離農者に対する援助については、現在やっておる、労働省等で考えておる問題に合ふのだ。先般も労働大臣は、この法案の中には盛ることとはなかったし、必要はない、現在やっておる法律で間に合ふのだ、こういうようなお話と一体なんです。私は、そういうことでは、これからの何万あるいは何十万と離農する農家に対する措置としては不適当だと思ふのです。どうしてもそういう点で今後おやりになるとするならば、われわれとしては、最初から考えておりますように、この事業団というものは、極端に言えば、あつてもなくてもいいのだというふうな考え方だと思ふ。やはりこれは必要があつて生まれるなら、どうしてもなくてはならない、そういう関係者が来た場合にはこうするのだという信念を持って当たつてもらわぬと、いまのように問題が出てきた場合に、そういう点ではどうかかわしてしまふ、そして必要があつて来れば、この程度で何とかなるのだというのでは、この事業団の性格上からいっても、あまりにも内容としては不備ではないか、私はこういうふうにか考へるのです。特

に前から言っておりますように、この離農問題については、これはいま考へているとか調査をしているとかいふ、なまやましいものじゃないと思ふのです。何十年前からこの問題は出ている問題です。負債整理の問題と離農とは同じなんです。それから、負債整理ができなければ、土地を売って夜逃げまでしなければならぬ。そういうことをこの法律をもつて何とかするということに、私は端を発しておると思ふのです。ただ売っているやつを少しでも利子の安いやつで持たしてやろうというふうな、あくまで兼業兼業でいっているところへわずからいものをも積み重ねたつて、これは生産がどれだけ上がるかという、たいしたことはないと思ふ。それよりも、もっと大きい面では救うところの政治というものが必要だと思ふのです。だから、この離農対策というものは、抜本的に考へて、負債整理と合わせてこれをこの法案で考へる。もしこの法案で考へることができなければ、他の、現在行なつておる、たとえば農協の信託事業でこれをやらせる。そして現在労働省が考へておるような法案をもつと強化して、この離農者に対して当たるというふうな、やはり政策転換といひますか、集中的にいかないと、法案はだんだんできていくけれども、何もそれに伴つてくるものが出てこなくて、従来できなかったものに依存しておるということではいけないと私は思ふのです。特に山村の僻地あるいは北海道のようなあつて農産物の価格が不安定なところの農家は、このことだけでも非常に心配をしておる。いまは政治に目を向けておるのではなくて、天候に目を向けておるのです。天候のよしあしによつてこれを解決する。離農するかしらぬか、ことしはどうなるかという心配をしておるわけですね。一昨年は大冷害、去年も心配だと言ひ、ことしなにかはまた十日間おくれおる。まだ私の村の中にも、すでにまきつけをやつておるのかかわらなう、一メートル以上の雪のあるところがあるわけですから、そういうところの農家はもうすでに離農したいと言ふ人があるけれども、この法案がい

まのような内容では、とてもこれによつて自分たちの今後の方針を立てることはできない、こういうのが、先ほど申し上げました条件つきでこれに賛成するといふ人の意見なんです。これは私の意見じゃないのです。こういうふうなやつにやつてもらえればこの法案は賛成だけれどもという、相当有力な団体の意見なんです。そういうものがあるわけですから、もう何でもかんでも賛成だと言ふ者とは対照的に、この法案の審議というものは十分検討しなければならぬ、こういうふうな思ふのです。この点ひとつ大臣も十分考慮されまして、検討しておると考へますという程度では、この法案の内容検討には私は沿わないと思ひますから、この点もう少し前向きな態度をお示し願ひたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほど農地局長がお答えしたのでもありますが、この離農問題になりますと、地方地方によつて非常に実態が違ふということがありと思ひます。北海道の実態、その他の実態という点でございまして、あまり離農離農とやりまふと、農村のほうでは、農村の人にはみに行つてしまふのではないかと非常に反対が、また一面にはあるわけでありまして、アメリカのようなたぐさんの土地があるところ、そして生産が過剰なところにおいても、大問題が起りました。三割をどうするかという問題があつたときに、現在のフリーマン農相は絶対反対をいたしました。そして農村を安定せしめたという問題もあるくらいでございますので、この問題というのはなかなかむずかしいと思ふのです。これは松浦委員もよく御存じであらうと思ふのです。満州ができましたときに、その問題をどうするかというときにおいても、分計画というものがございまして、これは全国的にやるべきものではないので、やはりその地帯地帯というものを十分に見なければならぬというところが、あの当時の問題でございまして、時代から見るとだいぶ違ひますから、その情勢はいろいろ違ふと思ひますが、これらの問題は、松浦委員のおっしゃることも確かに十分の意味が

ございます。しかし、その反対を唱えられる方にも十分の意味があると思うのです。私どもは、一般的にこれらの問題を投げ出して問題を起すべきではないのであって、できることならば、農村の人口をそんなやたらにほかのほうへ移してそれでよいというとは言えない。やはりこの問題は非常に重要な問題であるのであって、できることならば、一定の農村人口をかかえながら、それを繁栄せしめていきたいという大きな願望もあるわけでございます。しかし、それらが実現できるかどうかという問題については、地方地方によって、それが実現できる地方とできない地方とがあると思う。これらの問題をよく考えつつ進んでまいりたい、こう考えるわけでございます。したがって、その経営面積にいたしましても、これはよくおわかりのことであろうと思うが、北海道のごときは、十勝地帯で畑地のごときは、やはり二十町歩も要するという地帯があると思う。そういうぐあいに地帯地帯によって非常に違う。そうかと思うと、今度瀬戸内海の沿岸では、広島地帯へ行きますと、六反歩くらいは平均でございす。そこへいろいろなことを申ししますと、たいへんな動揺を起すことは当然でございす。そういうわけでございすので、これらの事態をよく考えつつ進めてまいらなければならぬと思ひますので、この事業団は、先ほど農地局長がお答え申し上げましたとおりに進んでまいりまして、そして全体の動きをとらえつつ、事態とも合わせつつ、これらの問題を進めていく。と申し上げると、たいへん抽象的なことでございすますが、御了承を願いたいと思ひます。

○松浦(定)委員 いまの大臣のお考え方は、もう十年も前の御意見だと思ひます。農政の行き方を知っておりながら、今期なおかつまだその程度で、方針がきまらない。もう少しそういう点はびちったとした方針があつてしかるべきだと思ひます。何も農業がいま始まつたわけではないし、農家がどのくらいおつて、どうして減つていくのかということくらいわかるわけですから、それを何とか

しなければならぬ。ないよりましだというだけの御提案のこういうものではないかと思ひます。出すなら出すで、りっぱなものを出して、たとえば離農と聞いたら、もうすでに何かおびえているようなことではないかと思ひます。これは私は反対の立場で質問しているから、そういうふうにおとりになるかもしれないけれども、私がかりに与党であつても、これはけつこうなものだということではないのです。むしろ、与党であればあるほど責任があるから、私も以上にもう少しこの辺を明らかにしなければいかぬ。やめていく人は離農者なんだから、この法案提出を契機としてこうするのだというて、労働省や大蔵省を説き伏せてでもその点は明らかにすべきであるのだ。私も野党ですから、多数がないから、言われるとおりに採決ということになれば、この法案はそのまゝい

く。しかし、責任は一番与党にあるわけですよ。もし私が与党の立場で言わしめたらうならば、これはそういうなまやましいものでなしに、もっともつと野党が納得するよう内容にすると私は思ふのです。それをなかなかできない、予算が伴わないということだけで今日提案されるから、われわれは必要以上にこうして苦言を呈さなければならぬ点が出てくるわけなんです。離農とかなんとかいうことばにこだわるのじゃなくて、實際農家が困っているのですから、困っているのをどうするかといつたら、農林省の方針としては、政府としてはきまつておると思ひます。そういう点で、いまこれから検討するとか、あるいはまたいふことは私どもとしてももうわかつております。地理的条件が違えば違ふほどそういう点はつきりして、なるほど九州ならこうなんだ、これはやむを得ぬ、北海道はこれではかたがたないのだ、瀬戸内海はこうなんだというふうにはつきり農民が納得しなければいかぬじゃないですか。日本では法律は一本だ。このような北から南まで長い——もしこれが欧州だったら、何十カ国にまたがつておるでしょう。そこへ持つてきて、法律は一つ

の地理的条件ということばだけは認めておるけれども、内容においては何も認めてない。こういう日本のような情勢の中では、法律というものは、もう少し最大限の法律をつくつておいて、あなたのところではこまごまかすのだというならいいけれども、一番下のほうに置いておいて、かえつて必要なところを押えておるというのが日本の法律の内容だと私は思ひます。そういうふうにならざるを得ないわけですね。そういう点で、日本の農政というものがこんなに違つておるという点を——具体的に果樹の問題とかあるいはその他の問題では多少あつても、この種の問題については同じなわけなんでしょう。だから、内地の一反や二反売の人が、ちよつと都合が悪いから、もうちよつと値段が上がつてきたら、売つて兼業をやる、またちよつと一反売つて何とかする、そういうものを一反や二反ずつ、それを長期低利の金で買つておつて、それがどれだけ日本の食糧行政に貢献するか。食糧行政にほんとうに貢献するのは、實際問題としては農民ではあるけれども、販売をして他の消費者にも食糧を供給する、そういう限度が大体明確でなければならぬと思ひます。買ふより安いから、土地を持つておつて、自家食糧にやつておる。そして他の産業と兼業をしておるほうが有利だということばは、私どもの立場からいけば、農民であつて農民でないと言つても差しかえないと思ひます。そういう人一反や二反ずつ売らなければならぬ。そして片一方では二十町も三十町もかえておつて、負債があつて離農ができないという者にも、なかなか離農ということばは言えないのだ、そういう一貫しない政策でこのような管理事業団をつくつて、そしてこれから説明をして農業委員会にその仕事をさせ、ごたごたを起させるといったようなことでは、私はいかに思ひます。とにかくこの問題は相当慎重審議をしなければならぬと思ひます。きよ

大体一時までというお話でありますから、きようはこの程度でやめたいと思ひますが、この問題を取り扱うについて、最後に一言だけお聞きしておきたい。

町村の農業委員会がこの事務を受け継ぐわけですね。この農業委員会の委員の選任の過程なんか問題があると思ひます。たとえば内地では一反歩、北海道では三反歩以上が選挙権、被選挙権があるわけですね。そうすると、一たん北海道で権利さへ持つておれば、農業委員会にだれでも出てこられる。大会社の社長でもどんな人でも出てこられる。そういう人がこの仕事を扱つて、俗にいう都市周辺といひますか、地帯によつては工場も来るでしょう。そういう場合には、宅地なり工場敷地になるわけでしょう。農地管理事業団として、たとえ一反でも二反でも自立農家を育成しようと思つてやる、そのこまかい配慮の内容が、この委員会にかかつたときには、その委員が農民でも何でもない、ただ法律によつて一反とか三反とか規定しておるから、農民になつて堂々と人を押しのけて、ほかのほうの力でもつてその委員会に出てくる人がたくさんあるのです。町村なんかは比較的にすくなく、市町村の委員会にはそういう人がたくさんある。そういう人が会議に集まつていろいろ問題を取り扱ひますと、すぐ宅地委員会みたいになつてしまふ。そういう点の懸念は、この資格に問題があると私は思ひます。極端に申し上げますならば、少なくともその地帯において農業を営んでおる、そういう自他ともに許すような人が——選挙権はいいですが、一反でも二反でもいいですけれども、少なくとも被選挙権のある人は、そういう人でないといけません。終戦直後の農地改革のときには、地主、小作といったような階層別のもので出ました。そのときに、地主というのは、やはり實際につくつてないだけに、無理難点がたくさんあつたのです。小作が一番農民に対しては理解があつた。それでも、そういう大きな制度の中だからよかつたのですけれども、今日のように、こまかい点までやる、しかもこの問題をやるといふなら、この農業委員会の委員の選任については、厳重な規制をすべきであると思ひます。ことしは七月に、全国の農業委員

会の選挙があるわけです。下から積み上がってくるわけですね。そういう人が府県段階、さらに先ほど初めに申し上げましたように、やはり中央の農業会議所の幹部にもなるわけですね。その人たちはどれだけやっておるかといえば、内地で一反持つだけやっておるかというところ、出してくる事柄がある。中にはりっぱな人がおられます。全部とは言わないが、りっぱな人がおられます。そういうところで指導できるのだから、そういう選挙に出てくる人は少なくとも内地においても五反あるは一町くらい持つておる人、北海道においては少なくとも五町以上くくらい持つておる人で、生活の中心がどこから見ても農業だ、こういうふうにして自他ともに見られるという人が、適格者として役員になってこなければいけないので、こういう点、いま農林省はこまかい点についてはいぶん問題を聞いておられると思います。時間がないう点から申し上げませんが、次の機会に私はこういう点について質問したい。いろいろ資料を持つておられます。十分ひとつ配慮をしていただいて、この七月の農業委員会の選挙にあたっては、少なくともこの法案はともかくとして、一般の行政の中で農業委員会、真に農民のためになるような委員会になっておるかとかというのを検討する必要があります。この点を一応申し上げておきまして、次の機会に質問することにいたしたいと思います。

本日は一応以上をもって終わることにいたします。本日は一応以上をもって終わることにいたします。

○中川委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十分休憩

午後四時五十七分開議
○館林委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
農地管理事業団法案を議題とし、質疑を続行いたします。

たします。松浦定義君。

○松浦定義 午前中に質問が残りました点について、順次質問をいたしたいと思います。午前にも申し上げましたように、今度の管理事業団が成立をいたしました。末端事務は農業委員会に扱わせる、こういうことであります。私も、前から言っておりましたように、この農業委員会の現在やっております仕事、旧農地委員会から変わります。農業委員会制度が継続されておるわけでありまして、旧農地委員会がやっておったような仕事は全部農業委員会がやっております。したがって、今度事業団でやろうとするような問題は、農業委員会がごとごとくといっているくらい現に行なっておりますわけなんです。さらにその上に農協が信託事業をやっております。一応筋の上からいけば、この管理事業団というものは必要がないくらいまで——まあ、一応そういう形でやっております。ところが、なかなかその農業委員会がやっております仕事も十分促進しない。あるいはまた農協の信託事業にいたしまして、金銭の点あるいは期間の点からいっても、ほとんどいっていいくらい私は実効があがっていないと思っております。そこで、今度の事業団が農業委員会に仕事をさせるということになりまして、現在農業委員会がやっております仕事、おそろく四百力町村全部指定するわけにはまいらぬでしよう。あるいはその中でも、その地帯における農業委員会の実力といえますか、実際やってきた線に沿ってその事業の委託をするということでは私はないと思っております。でありますから、私も、この農業委員会がこの該当しない町村においてこれからも行なわれるものと、この事業団がやるものと、競合するということ、同じ仕事をやりながら、片一方は農地管理事業団の委託としてやる、片一方は、全然そういう指定にならないところで農業委員会が従来どおりやる、こういうような問題が、資金の面においても内容においても、私は必ずしも一致しないと思うのです。こういう点においては、具体的にいま申し上げなければ

も、そういう問題はどのように処理されるお考えか、これをお聞きしたいと思います。

○大和田政府委員 現在、農林漁業金融公庫が土地の取得資金の貸し出しをして、それを農協が委託を受けて実務をやっておりますわけでございます。それで、農地管理事業団の事業実施地域として指定をいたしますと、そこは農林漁業金融公庫による取得資金は動かさないというふうな考えであります。これはこの制度をつくらうといいたしますときに、ぜひよく検討いたしました問題の一つでございます。場合によっては農林漁業金融公庫の土地取得資金と農地管理事業団の事業とが並立していいではないかという意見があったわけでございます。最終的には、農地管理事業団が事業をするところでは、公庫資金は動かさないということに割り切ったわけでありまして、したがって、初年度四百の町村を指定いたしました。それから四、五年で農村らしい農村のすべてに事業を実施するというにいたしますと、その部分だけ公庫の資金が抜けるということになるわけでありまして、

それからもう一つ、農業委員会は、現在、農地法に基づきます農地の移動の統制、それから貸借の設定、移転等についてのいわば許可の仕事をやっております。農地管理のな仕事は相当程度現在の農業委員会がやっております。農地管理事業団の土地の取得のあつせん、あるいは農地の貸借を事業団が介入してやる場合でも、全然新しい仕事ではございませんし、また新しい仕事がいまままでの農業委員会の仕事に完全にプラスされるということでもなくて、移動の統制、貸借の権の設定について農業委員会が許可をする、あるいは農地の所有権の移転は都道府県知事の許可制度になっておりますけれども、その場合に農業委員会が意見を言うというふうなことで、農地管理事業団のいわば委託を受けて農地の管理について仕事をいたします場合も、農業委員会が現在農地についてやっておりますことと非常によく似ておるわけですが、ダブルということもござ

いませんし、また、それによって農業委員会の仕事に完全に上乗せされるということではなくて、農業委員会がいまままでやっておりますこととよく調和がとれて事業が行なえるというふうな私ども考えておる次第でございます。

○松浦(定)委員 農業委員会がいまままでやっております事実に基づいて、非常にむずかしい面、運営上非常に困っているといった面が、なおわれわれのもとへ資料として出てきておるのです。これは私も当然だと思っております。たとえば、もしこれがいま政府の考えておるようなことであるなら、圧倒的に売る人が殺到してくるというのではないわけなんです。買手がなければ話をしないわけですからね。本年度に限ってはそういうことはないですけれども、たとえばこれが来年度売買をするということになりますと、あるいは地味に売りたいという人が相当殺到してくるかもしれない。そういう場合の順位というものは、こういう場合には非常にむずかしい点があるのです。こういう点の順位等が非常にむずかしい点があるのと、それからまた、その場合に、借入れ金が非常に多くなるものは、これはやはりどうも困る。あるいは一人で百万よりも、五十万ずつ二人にしてやるといったような便宜な条件、そういうようなものも出てくるのではないかと。あるいはまた、従来から農協が信託をやっておりますにもかかわらず、農業委員会がそれを取り扱おうということになりますと、農業委員会の取り扱ったものに対しては、農協はどういう理由があるか知りませんが、金を出さないといったような——これは個人的な実態を見て言うのかどうかわかりませんが、農地管理を見て言うのかどうか、そういうような弊害がある、こういう実例があるということを言っておるわけでありまして、

さらに買う場合に、競争するかもしれない。A B Cの土地が売りに出た場合、Aに対しては圧倒的に高くても買手が、B Cに対してはあまり買手が、同じような条件の中でそういうようなことがあるかもしれない。そういう点を、価格は

時価だと言いがら、どういふふうにするかといふような点が非常にむずかしい。

それからまた、買入場合におきましても、農協に信用のある農民は、おそらく担保というか、保証人というものは、簡単に形式的に保証人をつければその金は借りることができるけれども、信用のない農家は、やはり従来でもやっておりますように、その農地を担保にしなければ貸さない、こういうような点が現在あるわけです。したがって、そういうようなことから考えますと、この事業団がやる場合には、おそらくそういうむずかしいことは私はないと思います。しかし、現在、その事業団からはずれた地帯の農業委員会もやらなければならぬから、そういう場合の取り扱いといひますか、そういう点はどういふふうに考えて進めようかとされておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○大和田政府委員 先ほども申し上げましたように、今度の農地管理事業団の事業の実施は、パイロット的といふことでなくて、農村らしい農村のすべてにわたつて、農家なりあるいは市町村が希望する限り、それを順次に指定をするといふことでございまして、農業地帯の農業委員会がこういう農地管理事業をやりたいのにやらせられないといふようなことは私はないと思ひます。多少一年、二年のズレがありましても、事業の実施の指定といひましては、私は、農地管理事業について、農業委員会に志がある限りは事業は実施されるといふふうに思ひます。

それから事業の実施について、いろいろこまかい御質問がございまして、その幾つかをお答え申し上げますと、農地の取得のあつせんをして融資する場合に、公庫が取得資金の貸し出しをする場合は八十万円が限度でございまして、農地管理事業団が金を貸す場合は、限度を設けないで、それが百万円でありましても百五十万円でありましても、経営規模の拡大あるいは自立経営の育成といふことに資する限りは、できるだけ私は融資の道を講じたいといふふうを考えております。

その場合の担保の問題でございしますが、これはできる限りの担保はとらないわけで、貸し出し融資の対象になります農地が一町にしろ五町にしろ、農地管理事業団から資金の融資を受けて買う土地については、当然物的担保をとりますけれども、土地以外の担保はとらないで済ませたい。人的担保をとりますと、農協の理事が保証人になるとか、部落の会長が保証人になるとか、あるいは農業委員会の委員が保証人になるとか、あるいは事業としては実際は進めづらいつたわけでありまして、私も私ではできるだけその土地だけを担保にしてこの問題の始末をいたしたいといふふうを考えております。

○松浦(定)委員 ですから、私のお聞きしたのは、この農地管理事業団が行なうものについては、限度を設けないで、百万でも二百万でも貸す、しかし、片一方のほうでは五十万なり八十万で制限されておる。そして、希望のあるところはどこでも指定するとおつしやる。ところが、全部希望してきたら、それは予算が全然ないじゃないですか。わすか本年度だつて四十億しかないでしょう。だから、三千町歩という限度をワクに置いておいて、六百何十何力町村が希望してきたら、全部指定する、百万でも二百万でも貸すといふのは、そのうちの何人かあるいは一地区かわからないだろうと私は思ふのです。ことばの上では、制限をしないのだ、百万でも何億でもいいのだし、あるいは地域も全部やるのだといふなら、これは六百五十何力町村希望しておるところ全部やる、今年度はとりあえず四百力町村なんだ。しかし、四百力町村のうちに、それは五万町歩、八万町歩といふような点についても全部やるというならいいのですが、やはり年間三千町歩なら三千町歩しかやれない、そういうふうな規定がされておるわけでしょう。百万や二百万といつても、貸しようがないわけでしょう。たとえば優先的にやつていけば、十月から始めて一月月であるいは四十億でも足らぬくらい申し込みが来てしまえば、ほんとうにそれが手続か何かでおくれたところについて

は、何にもやれないことになるわけだ。だから私は、そういうような御説明を聞けば、なるほどだが聞いても自分のところに全部該当するのだといふふうには受けやうい説明だけれども、私もよく見れば、そんな甘いものではないといふことが明らかなのだ、いま私の心配しておるのは、確かに農業委員会が片一方では事務的に取り扱ふところはできたけれども、はずれたところは問題とぶつかる。そうしますと、この町村はうまくやつておるけれども、この町村はだめなんだ、こういうことが出てしまふと思うのです。そういう点で、私は必ずこの問題が出てくるであらうといふことを心配するのと、それからもう一つは、農業委員会が扱う場合に、市町村合併をして

いるわけですね。そうすると、たとえば共済組合等は、市町村合併をした場合は一市町村一組合になつておられますから、問題はないわけですが、

でも、農業委員会は、少ないところで三つ、四つの町村が集まれば、三つも四つも旧町村の農業委員会がそのままやつておる。あるいは十幾つも集まつたところは十幾つか農業委員会がある。しかし、予算の執行権を持つていない、そういう委員会です。予算の場合は一市の市の中でやるわけですから、そういう場合に、各町村の委員会がこの問題はそれぞれ自主的にやろうとしたら、同じ一つの市の中でも、この委員会はそれをやらないんだ、この委員会はやるんだ、こういうことがありまして、委員会の構成の中で、それを決定するのはおそらく市の委員会だろうと思ふのです。それぞれの町村の委員会がこれが決定したり委託はしないわけですね。事務の取り扱い、合併した委員会の中でそれぞれの代表が出てきたものでやるのでしよう。そういう点はどういふふうになるのですか。

○大和田政府委員 現在、農業委員会の数が全国で三千四百六十で、市町村の数が三千四百二十五でございまして、大体一市町村一委員会でございます。非常にまれな例として、一つの町村に幾つかの委員会がある場合もございしますが、

大体は一市町村一委員会でございます。それで、もし一つの市に幾つかの委員会があつて、農業事情が非常に違ふ、ある委員会の地帯は農業地域である、他の委員会の地帯は農業地域でないといふことでありますれば、私も、場合によっては、一市町村の一部を限つて農業地域として、農地管理事業団の事業地域として指定をするといふことも考えております。したがらしまして、委員会が一つの市町村に幾つもあつて紛争が起るという事態は、全国的に見ますればあまりないと思ひますけれども、もしかりに農業事情が違ふことによつてトラブルが起りそうな場合は、委員会の地域に従つて指定をするといふことで大体処理できるのではないかと思ひます。

○松浦(定)委員 総体的に見れば、全国一市町村一組合といつたようなことが出て、やはり合併の中には、おそらく全国には三つあるいは四つ委員会があるところは必ずあると思ふのです。そういうところはいろいろ問題があるからこそ、私は一つになれないのだらうと思ふのです。政府の指導といふか、そういう形で、合併と同時に一委員会になるところは問題はない。なれないところの問題があつて、そういう問題のところには往々にしてこういう問題が私は残つておると思ふ。そういう重要な問題点が一つある町村として、ひとつ今後なお審議の過程においても御注意願ひたいと思ひます。

それから、今度の取得した資金の金利並びに償還期限の問題ですが、これは私も従来から、二分四十年の赤城構想は当然である、こういう見地に立つておられますけれども、三分三十年が限度だ、こつおつしやる。しかし、三分三十年を認めるとしても、現在農林漁業金融公庫法に基づいた農業経営の改善資金、これは三分五厘二十五、全くその目的が同じであるにかかわらず、すでにこういうような差が出てくる。そのほか、農業経営の安定、構造改善、いろいろ問題になつてきまして、ことごとくそれよりも不利な条件の中にあるわけですね。それで、いまの考え方では、表現は

非常にいいけれども、実施の段階においてあまり効果がなければならぬところ、それから三分三十年にわたる、実際の日本の農業の振興のために必要な資金については、やはりもっと高利短期のものだということも明らかです。

私も、三分三十年というものは、将来ここ数年したら問題にならないくらい不合理なものになると思う。もっと安くして、しかももっと長期にしなければいけません。こう思うのですが、他の金融とのアンバランスをどういうふう調整されるのか、こういう点については、何ら考慮しないで、特にこの法案についてこれだけ最大の努力をしたのだといったような意識でこれを通そうとされておられるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。これは考え方で、大臣からお答え願いたいと思います。

○坂田国務大臣 御承知のとおり、この三分三十年についての金利及び償還期間については、相当努力はいたしたつもりでございます。その他の金融の金利等については、これはそれぞれの妙算もありまして、でき得るだけ合理的に進めていきたいと思っておりますが、そこまでまだいっておりません。

○松浦(定)委員 この法案を策定する前に、くどいようですが、赤城前農林大臣が二分四十年というものを大蔵省に対して迫ったわけですが、それでも最終的にはやはり大蔵省の横車を押されて涙をのんだ、こういう経過があるらしいのです。そのあとを継いだ農林大臣がいま何とかしたいと考えておられる程度では、次のことがいつ考えられるかわからない。ですから、この機会に、この法案をいよいよ実行する段階になって、他の金融との関係が非常にめんどになった場合には、必ず他の問題についても改正をする用意がある、あるいは努力をするのだというふうに、この法案とからんで、この程度の御決意を承っておかないと、一般常識的な、むずかしいとか、めんどろだ、考えておるということだけでは、この法案に対する農民の不信というものは決して解消しないと思う。

○坂田国務大臣 お説のとおり、でき得る限り努力をいたしたいと存じます。

○松浦(定)委員 努力をされるということは、実行するということにつながるわけですから、これは大いに期待をいたしておきたいと思えます。いざ他の同僚委員から詳細なる御質問があるかと思ひます。

そこで、先ほどからもちよと繰り返すようですが、この農地の売買に對しまして信託事業をやる。しかし、農協も同じように信託事業をやる。この場合、これのからみ合わせ、これに對しては非常に重大な問題が出てくると思ひます。ちよとお尋ねいたしますが、現在農協が信託事業をやっておる実績というのは、年間どうなっておるのですか。

○大和田政府委員 農協の信託の実績を申し上げますと、三十八年に三十一件、三十九年に七十九件、四十年に五十件で、計百六十件でございます。

○松浦(定)委員 それで、当初の農協に信託事業をやらせようという構想の中に、一応年間どの程度のものがあるかという目標があったと思ひます。その目標はどのくらいであつて、それとの率はどのくらいになるのですか。

○大和田政府委員 当時農協が信託制度をつくりましたときに、どの程度の目標を持つか、いまつまびらかにいたしておりませんけれども、相当地な期待をいたしたはずでございます。しかし、農協の信託が私どもの期待ほどうまくいっておりませんことは、農協の信託制度ということが農村にあまりなじまない制度であつたといふことばかりでなしに、実は当時から問題でございましたが、小作料の水準が実態に比べて非常に低くて、たとえば現在の米価等々と関係して申し上げますれば、米三石とれて粗収入五万円、小作料約千五百円でございますから、小作料が米の収入に對して約二割ということ、農協の信託をいたしますれば、期限が来れば返してもらえんとか、あるいは

は農地管理事業と同様に不在地主扱いにされないとか、いろいろ利点があるわけでございますけれども、小作料の統制の水準がいささか実態に比べて低いということが、農協の信託があまり進まなかつたことの一大きな理由ではないか。したがいまして、小作料をどうするかということは重大問題でございますから、軽々に申し上げるわけにもいきませんけれども、農協の信託のねらいであるいはその役割りということ、今後事情がかわれば相当動き出すのではないかと今ううに私は思ひます。

○松浦(定)委員 現在でもそういうような諸条件があつて前進しない。この管理事業団が発足するとして、たとえばわれわれの主張するような方向にいくとするなら、おそらくもうこの事業というものは有名無実になつてしまふと思ひます。私はそれでいいということではないのです。そういうことになることが、こちらのほうで進展するのだという意味でなしに、農協という一つの仕組みは、やはりいろいろな事情で、農民との接合あるいは農民とのいろいろな関係でもって、その事業をやることの必要性があるわけ。そういうものを農協のほうから無価値なものにしてしまふということ、やはり農協運営に對して非常に支障を来たすと思ひます。どちらかといへば、この管理事業団は半官半民のものですから、そういうものだけにそういう問題を肩がわりして、実際に自主的にやろうとしている農協の仕事に對しておろそかになるということではないかと思ひます。先ほどから言つておりますように、金利の点についても、あるいは期間の点につきましても、やはり三分三十年に直すべきだと思ひます。特にこういう関係のものについて、は関連性があるのですから、他の金について、三分五厘、二十五年のはなかなか直すことができない、いま努力するとおっしゃいますけれども、現にこの問題については関連があるので、これはやはり当然同じ形において両面でもってこれに協力する、こういうことが私は正しいと思ひます。

が、そういう方向にはおやりになる意思がないのか、なぜできないのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○大和田政府委員 ちよと私、御質問の意味がわかりかねるのですけれども、農協の信託は、主として兼業農家なりがちよと土地を農協に預かつてもらいたいということ、あるいは学校の先生が土地を持っていたけれども、任地がかわつたから、五年なり十年なり預かつてくれという形で運用されておるわけでございます。三分五厘、二十五年の融資は農林漁業金融公庫から金を借りて土地を講入する場合、必ずしも農協の信託と直接結びついておらないわけ。農地管理事業団は、農地管理を国家的な機関でやるということでございますから、私は、農協の信託と同じように信託事業をやらせることがふさわしいと思ひます。しかし、その場合も、現在農協がやっております信託を廃止する必要は毛頭ございませんで、こういうことで別に強権を用いてどうこうすることではございませんから、農地管理事業団と農協とが両方とも信託をやり得る形にして、将来の農業の推移に備へたいというふうを考えております。

○松浦(定)委員 その点は、農地の取得資金の問題と制度の上では多少変わつておつても、受ける農民の立場からすれば同じであると私は思ひます。そういう点で、特にいまお話しのように、一時それを預けておいて、さらにまた必要があつたときにはやるといったようなものであれば、やはりそういう兼業的な人で、土地は売りたくないけれども、一時何とかしたいという人もあるかもしれない。これは私は、この事業団が効果的な成果がない限りは、こういう問題は輕視してはならないと思ひます。そういう問題は輕視してはならないと思ひます。この点も十分御検討いただきたいと思います。

それから、いまちよとお話に出ておりました小作料の問題と、それから農地の価格の問題です。聞くところによりますと、大体水田が二十

万、畑が三万五千から四万といったような基準があるようでありすけれども、現在の状態では、二十万ではたして土地を手放すような状態であるかどうか。時価ということになれば、一月ごろ話をする人と十二月する人とは、私は、一年間の開きというものは相当なものだと思うのです。その場合に、時価ですから、手続上で非常におくられたというようなことがあつて、手続はしたけれども、これは一月現在を六月やつたのだ、しかし、次の八月のものを十二月やつたのだということ、次の段階となつて、その開きが大きいような面があるのですが、この点の時価に対する土地価格の認定のしかたはどういうような方法で考えておられるのか、この点を聞きたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ども事業団を動かす場合の農地の価格といたしましては、不動産研究所の調査を使ひまして、現在水田で反当二十万、畑で十二万、田畑ならして反当十七万四角程度というふうな考へておるわけでございす。念のため申し上げますと、北海道では地価は非常に安くて、全国で二十万の水田が北海道で約八万、十二万の畑に對しまして北海道では四万四角足らずというところとございす。それで、転用含みの価格というものは、相当な値上りを示してございまして、純農村地帯で、農地として使うといひますか、耕作目的で土地が売られる場合の地価は、幸いここ二、三年わりあい落ちつてございす。年に一割ないし二、三割程度の値上がりで、転用含みの土地は、ずいぶん値上がりしてございすけれども、農地は大体安定あるいは多少強含みという程度でございす。したがひまして、農地の売買の契約をいたしますのは、旧正月でありすとか、あるいは夏の農繁期でありすとか、年に何回かその地帯の農業事情によつて違ふわけでございすけれども、そう半年、三月の違ひによつて耕作目的の土地の値段が非常に上がつてまづい結果になるというところは、まづないのではないかと。私ども先ほどもお話ししましたように、農林漁業金融公庫と違つて、八十万円というふうな頭打ちいた

しませんから、必要な資金量は貸すというたてまでありますけれども、非常に妙なといひますか、時価と違ふ値段を言われても困るわけでございすから、その地帯の農地価格に精通してゐる人たちの意見を聞き、あるいは固定資産税の評価額等も参考にし、大体その村あるいはその地帯における標準的な地価といふものをきめる。必ずしもそれだけによつて融資はいたしませんけれども、それを頭に置いて、あまり無理な価格が出ないよう、あるいは農地管理事業団が介入することによつてその地帯の農地価格を高めないように努力をいたしたいと思つてございす。

○松浦(定)委員 いま本州と北海道の価格の差をお話になつたのですが、北海道と本州との差は確かにある。しかし、本州内部だけでも、私は相当差があると思ふのです。そうしますと、都市近郊の地帯はおそらく耕作目的ではないんじゃないかというふうな判断から、除外をするのだということとがかりにあらたとしても、その中で依然としてりっぱに農業をやらんだといふことになれば、これはそれを認めないわけにいかないと思ふのです。その場合には、その地帯は、少なくとも平均が二十万であるなら、三十万くらいでもあるいは買つて言うかもしれない、あるいは三十五万でなければ売らないと言ふかもしれない。ところが、それが同じ町村でも山ろくのほうへ行けば、やはり平均よりもずっと低い価格で当然売りが、あるいはさける、こういうことなんです。私は總括的にいって、たとえば北海道の場合、同じ米が三石とれるところ、それでいまお話しのように十萬四角足らずで買える、あるいは本州のほうでも、三石しかとれないけれども、これが二十万四角とあるのは、どういふわけなんだ。私は、ちよつとその点がおかしと思ふのです。農業目的でない方向にそれが動いておるといふことになるのだと私は思ふのです。いまは工場敷地にもならぬし、宅地造成にもならぬけれども、これから五年、八年たつたら必ずなるであらうといふことが、農民の意思でなくして、社会情勢の中でだんだんとそう

なつていく。そのときに、十五万円で買えたものが五十万も百万もで売れるかもしれない。そういうところはきつめて危険なところだから、できただけ避けて、そうでない山間部、将来こは何としても農業をやらなければならぬといふような地帯に對して、重点的にやるといふことではなればならぬと思ふのですけれども、先ほどちよつと申し上げました農業委員会やその他の関係の人がこれをきめるわけでありすから、いろいろなものが入つてそこがきまつてしまふ。かりに、一足飛びに飛躍しますけれども、十年、二十年後に、管理事業団が時価だといつてあつておきながら、それが工場敷地になつて、当時納得したとはいひながらも、その何十倍かの価格でこれが売らざるを得なくなつた、こういうことになつたと、たとえば農地改革で地主が農地を解放した、先般あの法律をつくつて、その地主に對して奨励金を出した、こういうようなまぎらわしい結果が出てくるのではないかと心配も私はするわけなんです。でありますから、その価格の決定についても、その地帯の選定についても、私はたいへんな問題が出てくると思ふのです。将来、農業といふものが、農業をやらなくて、土地を左右することによつて農民が——特に兼業地帯が多いから、私はそれを言うのです。北海道においては、どんなことがあつても、これから何百年たつたつて、そんなところに宅地も来なければ、あるいはゴルフ場も来ない、そういう地帯は、いま三万円なら何年たつても依然として三万円に該當するといふふうで、他の物価から比較して決して特別な価格にならない、そういう地帯では、生産するについては、国家の食糧自給の態勢から、ずいぶん努力をする農民も相当多いと思ふのです。そういう点についての判断等は、ある程度基準を設けたり何かする必要があるのじゃないかと思ふのですが、そういう点はどういふようにお考えですか。

○大和田政府委員 先ほど申し上げましたように、農地管理事業団が買入れます場合も、あるいはあつせんいたします場合も、当然時価あるいは売買実勢が基準になることは御了解いただけると思ひます。しかし、ただ相手方言つてきたからといふことだけで、無条件に融資をしたり、あるいは事業団が買入れ入れるということも弊害がございすから、農地価格の事情について精通者が村に必ずするわけでございすから、その意見とかあるいは固定資産税の評価額等を参考にいたしまして、その地帯あるいはその部落の標準値の大体適正な農地価格が幾らかといふことをきめて、農地管理事業団が買う場合もあるいはあつせんする場合も参考にいたしたい、そういうふうな考へております。

○松浦(定)委員 私は、今年に限つてただあつせんするだけの場合はいいと思ふのです。それが来年から実施されますと、買い取り、売り渡しをどんどんやりすると、意識的にその農業委員会の一部の人の考へ方によつて、よしこれは買入る、これは買つたほうがいいときまれば、それは自主的に資金を出さなければならぬのです。そういうものをだれに売るか、いつ売るかといふような問題から、こういう複雑な問題をもつ場合も私はあり得ると思ふので、こういう点はひとつ十分御検討をしていただく必要があるわけでありす。

それから農地法の改正云々については、本会議の質問でもいたしましたし、先ほど農林大臣の御答弁がありました。この法案が赤城さんの構想のときには、大蔵省の考へ方は、こういうふうなものに何千億といつたような金をかけるよりも、むしろ農地法の改正をして、これは自由にしたほうがいいのじゃないか、こういうふうな暴論的な意見があつたことも事実だと思ひます。したがつて、これは農地の売買を自由かつてにできるというふうな農地法の改正をすれば、政府はもう責任なくて、だれがどれだけ持とうといひのだといふことに通ずるわけですが、そういうことでは日本の食糧自給なんといふものは全然考えられない。ですから、この法案を出すにあつて、農地法の改正については慎重を期さなければならぬ、

こう言っておられますけれども、一部においてはまだ依然として、この農地法は必要ないのだ、この制限は解除すべきだといったような意見が、ときたま私どもの耳に入ってくるわけですが、慎重審議とは言いがた、これはしないということも慎重審議と考えられるし、あるいはするということも提に立って慎重審議と考えられるのだが、農林大臣はどちらのほうにその方向を向けて、農地法を改正するために考えられるのか、改正しないために考えるのか、これは質問としてはあまりに幼稚なようだけれども、私は重要なかぎになると思うのです。この点はどういうふうにお考えですか。

○坂田国務大臣 農地法の改正に關しての問題であります。原則としては、農地法というものは存続すべきものであり、なかなかそう簡単に改正すべきものでないということを私自身強く感じております。ただ、このうちで、たとえば請負小作をやるにいたしまして、小作料の問題とか、あるいはその他これに關連しての問題については、このままを固執していくという事は、いわゆる経営の改善あるいは拡大といったようなものに対して非常に支障になるという問題については、先ほど来農地局長からもお答え申し上げておるようなことでございまして、それらについては慎重に検討を加えていくべきである。しかし、農地管理事業団をやつていきます際には、いまいろいろ小作料の問題あるいは管理の問題その他については、大体において改正を加えたと同じような作用ができるように、農地管理事業団の仕事としては、それでやつていくように考えておるわけでございますが、それらと關連をいたしまして、将来、いまの問題についてはなお十分検討を加えてまいりたい、こういう意味でございまして。

○松浦(定)委員 そうすると、現時点ではこれを改正する必要はない、しかし、この農地管理事業団を推進するにあたって、これらの問題は当然考えなければならぬ。しかし、現在農地管理事業団の事業の中では、農地法については規制をされな

いような形を許しておるわけですね。でありますから、これがぐつと拡大しますと、自動的に農地法というものが改正されたような形になってしまふわけですね。そういうことにもつながると私は思うのです。ですから、そのときになって、この農地管理事業団がここまで飛躍するとは思わなかった、こんなに売り手もあるし、買い手もあるし、もうこれは必要だ、自立農家育成のためにやるのだということがぐんと進展してまいりますと、実質的には、農地法というものはあつてないような形になつてしまふ。と申し上げますのは、これは先ほど言ったように、ある程度限度というものはきめると言いながら、価格の点については何もきめてないとおっしゃるでしょう。百万でも五百万でも一千万でも一人に貸すわけでしょう。これは極論でありますけれども、そういうふうになりますと、価格については全然規制がない。反別については、何もここに書いてないから、できるだけ均衡がとれるように、特定の人だけにあまり上積みするようなことはしないのだ、こう言っておられるけれども、一方の大事な価格に規制がない限り、金額でもつてきめていいたら、それにつながる反別というものは当然ついて回るわけですから、そういう点が私はどうも一貫性が無いのではないかとこの感じがするわけです。この点はどうなんでしょう。

○坂田国務大臣 価格については、現在の場合といえども別に統制をとつておるわけではございませんが、いま申しましたように、これは私の申し上げることもあるいは不十分なものかもしれません。が、その不便、いわゆる小作料の問題とかあるいは貸賃借の期間の問題とか、いろいろな問題における制限等については、農地管理事業団の介入する範囲において、いわゆるその事業をいたします際において、これらの不便を解消しながら、農地管理事業団としての仕事が進められていくのでございまして、一応それで進んでまいります。そういうことと關連して、農地法の問題は慎重に、農地管理事業団の關係しない一般の問題については、

十分検討を加えていく必要があるのじゃないか。農地管理事業団の問題としては、これは大きな国の組織として十分これらの問題を監督、管理してまいるのでありますから、その間違つた結果にはならないというところに安心を得ながら進んでいく、説明が十分でないかもしれませんが、そういう意味でございまして。

○松浦(定)委員 どうもこの管理事業団をやるために便宜的に考へてそういうことをやろう、こういうことなんです。まあ政府にしてみれば非常に消極的だ。無理してやめてまでそれを取り扱うのではないとおっしゃいますけれども、もしこれがほんとうの筋金の入つた内容になるとすると、いまのような問題は、便宜的にくつつけたようなことは許されなかつたと思うのです。もしそうだとするならば、その点をもつとはっきりした基本的な考え方を貫くような、そういう意味のものでないと、少なくともこの制度の中で土地を取得する人は、非常に便宜にかりにうまく取得をしたとしても、しかし、これが拡大されてくるようになる、といふかぬということ、何らかの形でそれは規制されてしまふわけですね。反別においても規制されたいと思ふのです。だから、私が一番ふしぎなのは、金額について何も制限しないとおっしゃるのは、そういう保有する反別と關係があるのじゃないか、その点がちよつとわからないのです。限度は片一方が八十万だ。しかし、これは、その事態によつて百万にするのだとか百二十万にするのだという限度があるのなら別だけれども、全然百万でも二百万でも三百万でも制限いたしません、こうおっしゃるのですから、その点が、極端に申し上げますと、委員会のその処置の結果が、ただ単に金額だけにこだわつて、自分の町村に総額何千万円持つてくるというものが金額から出ていってしまつて、実効のあがらないような内容になるのではないかとこの心配がするのですが、その金額は全然制限しないというのは、どういふところから出たわけですか。

○坂田国務大臣 金額の制限について、この事業

団の取り扱い、土地のあつせんとかそういうものについて、その地帯においてたとえばばらばらな高い価格の土地を取得するということになつたり、そういうことについては、地方のいわゆる農業者団体その他町村長、全部のきめた方針によつていくのでありますし、それからこれを現実にやる場合においても、そうとつてな事例をこの農地管理事業団がやつていくということは考へていないわけでありまして。それはそういうことでなしに、常識的に、これらの制度をもう少し徹底すれば、それを取つた農家が十分にこれらの土地を経営していきけるかどうかということまで触れるわけでありまして、御心配になるような結果にはならない、こういうふうにお考へておるわけであり

○松浦(定)委員 大臣は私の質問を曲解されておるのです。大臣のおっしゃるのとは、反当の価格に對する限度の問題を取り扱つていらつしやるのでしよう。二十万のものが三十万でも五十万でもいふという意味でないというふうにおっしゃつておられるのだが、私はそうでなくて、そういうものから積算し得る、取得し得る、貸し付け得る金額が、個人に對して百万でも二百万でも限度がありまふと、こうおっしゃるから、その点を私は言つておるのです。片方八十万で押えておるのに、この法律では何百万でもいいのだとおっしゃるから、地価というものはそんなにばらばらなものはありませんから、それは二十万なら二十万、十五万なら十五万でまゐると思ひます。しかし、二十万の積算が百万であれば五反でしょう。二百万であれば一町ですよ。そういうところにおいて、金額において何も制限しないということはどういうことかと聞いておるのです。

○大和田政府委員 村でどういふ農家をつくるか、あるいは具体的にどういふ農家に土地をつけるかといふことは、農地管理の方針といふものを村でつくつてもらつて、できるだけそれに従つて処置したいというふうには私も考へております。この農地管理の方針といふのは、農地管理協

協

議会というものを置きまして、農業委員はもちろ
ん入りますけれども、町村長でございますとか、
農協の関係者でございますとか、あるいは私は農
家自身に入ってもらいたいと思っております
すけれども、そこで十分練るわけにございま
すから……

○松浦(定)委員 いや、そのことは私はわかるの
です。そのことはわかるけれども、その説明の
最後が何百万でもいいということになるのです
か。もしならないとするならおかしいのですか
らね。

○大和田政府委員 そこで、むしろ、自立経営の
育成とか経営規模の拡大とかいうことを言いなが
ら、八十万とか百万とか百二十万とかいうふう
に押えたら、私は押えるほうがおかしいと思いま
す。それで、御心配になっておりますことは、お
そらく一つの村で多少の土地の動きがある場合、
それを一人のきわめて有力な農家に全部くっつ
けることがあるかという問題だろうと思いま
す。どういう方法でつけるか、どういう農家を
渡しの対象にするかという問題は、農地管理の
方針で定めますし、それから私もできるだけ
村の農協だとか農業委員会を通じてこの仕事を
やっていきたいと思っておりますけれども、最後の結
は、貸し付けの決定でございまして、だれに売
るかという最後の決定は、県段階の農地管理事
業団の事務所最終的な責任を持てきめること
になっておりますから、村で非常に常識なこと
はならないと思っております。むしろ仕事をや
つて、上限の金額をきめることがどう考えても
いというふうになれば、私もまた検討いたすこ
とにやぶさかではございませんけれども、出発点
にあたりましては、むしろ八十万とか幾らとかき
めないで、村の農地管理の方針といえますか、村
協議会の人たちにその点をまかせたほうがいい
じゃないかというふうに考えます。

○松浦(定)委員 私も、その点は、そういう機
関でもって審議するのであるから、極端なこと
は出てこないと思うのです。ただ、ことばの上で、

片一方八十万で規制をしているけれども、この農
地管理事業団は規制はないんだ、百万でも何百万
でもいいんだ、こうおっしゃいますと、そこにく
つめるために何か理由をやるんじゃないかとい
う心配があるから、そう申し上げておるのです
。それがないなら、制限しないというその気
持ちは、私はわからぬわけではないですから、こ
れはそれで一応とめておきたいと思えます。

それからもう一つ、理論問題で、私はもう少し
具体的に聞きたい点がたくさんありますけれども、
も、きょうは時間がございせんから、これは次
の機会に譲りたいと思えますが、特に人事の問題
なんです。これは事業団ができませんと、中央に農
地管理事業団ができて、さらに府県に支所がで
きる。町村の場合は町村に委嘱をして、農業委員
が担当する、こういうことでありますから、町村
の場合は、一応変わったわけでありまして、中央
に農地管理事業団ができた場合、どのような機
構で——機構といいますが、人の問題ですが、人の
問題については、どういふような考え方であ
るのか、おきめになるのか。たとえば指導的な立場で、農
業指導といったような面でのやるのか、た
だ事務的に農地を移動するんだといったような
ことだけの方向でやるような、そういう役員人事
が置かれるのか、その点のねらいというのはどう
いうものですか。

○大和田政府委員 中央の人事でございま
すけれども、農地を動かすことと、それから自立
経営の育成の方向に向かつて農業経営の改善を
することが大きな仕事でございまして、農地の
面につきましては、実は農地改革あるいはそれ
以来の小作制度の改善というような仕事を通
じて、人的な蓄積が相当ございまして、その人
たちを当然私は活用すべきものだと思えます。
それから、ただ農地を動かすというところは、狭
い農地関係の人たちばかりでは、事業団の仕事
としてはいささか狭いわけにございまして、経
営問題にも理解のある人を十分入れたいという
ふうには考えております。

○松浦(定)委員 確かにそれはどちらにも精
通した人を得なければならぬと思うのですが、俗
にいう、いつの場合でも、この管理事業団とい
うことができますと、すでに人事のほうから始
まっていますから、これをひとつやるといった
ようなきらいがあるのか、これを流されてお
るわけなんです。それで、私も聞きますと、去
年、これは通ること

を前提として、すでにそういうようなものが
内部で検討されておった。それが廃案になっ
たから、一カ年何とかなう面でも考えな
きゃならぬといったような、どうも聞くだけ
でも何だかちよっと理解しがたいような点
があるわけですが、この問題については、私
どもとしては、やはりほんとうに末端の農業
委員会、町村あるいは府県の農業会議、
そういうところから信頼するに足るような
人事でないか、これはたいへんなことだと思
うのです。それから、いろいろの問題につ
ながりますから、そういう点について、上部
の段階においては、十分ひとつ検討する必
要があるのではないかと、いふうに実は考
えるわけなんです。

それから午前の時間にも申し上げましたが、
町村における農業委員会は、現在事務だけ
でもたいへんなんです。これはふまじめな
委員会であらば、農業協同組合にまかせ
りあるいは町村にまかせり、農業協同組
合にまかせり、そうしたい苦勞をなくす
のもので、農業委員会は、ほんとうに法
規の内容に忠実であるなら、農業委員
会のような単なる会議をするだけ
ではなくて、あるいは農業委員会とい
うものは、集まって話をするだけ
ではなくて、現地の農民が町村の農
業委員会の指導によって、その農
民が名実ともに向上するよう
な内容を持たなければならぬ。と
ころが、ときたま聞きますと、
農業委員会と農業協同組合と
町村とが三本でもって農政指
導をやるというふうなことで、
実際農民は迷っているとい
うふうな点が随所に見られる
わけなんです。そこへ持って
きて、この事業を農業委員
会にまかせるといふのです
から、おそらくそれでなく
てもまじめな町村は手が足
らないと思うので

す。これは町村に対していま委託費ですか、全
く一人の事務費にも足りないといふような点
があるのです。これはやはり全国一律的な
ものであるのか、あるいは事業量によって配
分するののか、こういう点の内容はどうい
うふうになっておるか、お聞きしたいと思
います。

○大和田政府委員 市町村に対する委託費は、半
年分で大抵一市町村二十万円程度、その
仕事の内容といたしましては、当然仕事の
分量に応じて配賦すべきものと、むしろ固
定的なもの、両方あるわけにございま
すが、仕事が忙しい、あるいは面積を相
当たくさん動かさなくてはならないよ
うなところには、当然よけい配賦をいた
さなければならぬと考えております。

○松浦(定)委員 多少そういう配分について
は考慮されるにしても、大体基本的な
ものが一町村半年分二十万、一カ月三
万円がしでしょう。その程度のも
ので、たとえば昨年、その農地管理
事業団が出張所から町村に一人
ないし二人置くということだ
ったのですが、経費はそれで間に
合ったのです。昨年の案は、一人
か二人置くのに月三万円
で間に合ったのです。

○大和田政府委員 管理事業団の職員を
村に置きます場合は、当然現在のものより
多かったわけにござい
ます。

○松浦(定)委員 それはまたどうい
うわけなのでしょう。農業委員
会は、上部機関の農業会議とい
うものは、何も仕事をしない
で会議だけやって、たとえ
ば一言二言言ったようなこと
をおやりになっておるも
う、内部からは、少なくとも
町村段階にまいるなら、そ
んなものではないのです。
農業委員会の委員は、農業
をやっているが、その委
員会に出ていく。そして自
分の考えていることをど
んどん発言して、少なく
ともその町村の農業の
発展に資しようとして、
あの法に対して忠実に
委員会をやっているの
です。なまけてい
るところは別ですけれども……
その月に何回かやる
委員会できめられたことを、
わずかの事務員がそれ

を実行するわけですよ。だから、もう人が足りなくて困っている。農業協同組合と比べても非常に待遇が悪いし、ましてや町村から見たらずっと待遇が悪いといつて、不満たらたならぬです。ところが、国のほうから八割なり何なりの金がくるもので、それから、どうも国に対して要求するのはわれわれの手の届かぬところだといったような、そういう半ばあきらめの中でやっておるということになると、農業委員会の事務局にいる人は、実際の活動的な、そういう問題を推進するに足るような人はだんだんそこから逃げていってしまふ。ましてや、いまのお話のように、去年流れたような不満足なものでも、それよりはずっと多い金額がかかるような仕組みにしておきながら、今度は農業委員会に委嘱したとして、いかにも民主的に、農民が追及しないような、農民が文句を言わないような形のところにくっつけておいて、しかも金額では値切つてしまふ。こんなばかな話で、この重大な管理事業とおっしゃるが、私推進できるなんということはおかしいと思う。むしろ、上からくる指名した者は現地の事情がわからないから、それでも二名や三つ月十萬ぐらいしかつたのだけれども、今度は町村に委託するのだから、ひとつそれでやつてもらいたいということ、月十萬ぐらいで半年六十萬もくるといふのなら、話はわかりやすいけれども、それは全然おかしいじゃないですか。そんなことで推進するなんて、農業委員会なんておかしいと思ふですよ。それでも一生懸命毎日喜んで陳情者は来るのですよ。そんなところをまた指定したら農民は迷惑ですよ。そんなところを二十萬出して、政府のお先棒をかつぐ方をおかしい停とんするようなことをやつてもらつたら、町村の農業委員は迷惑千萬ですよ。上のほうはいいでしょう。どうせ一時間か二時間会議すれば、何がしかの予算に値するような仕事をやつたことになるのですからね。それはそれでいいと思いますけれども、現地はそういうものじゃないのです。そういう現地の中では、町村の動き

とか現地の動きをたくさん聞いたって、私どもが見ても、なるほどよく調べたものだなと思ふようなことを書いてあるけれども、大事なそういう陰の苦労というものは一つも書いてないじゃないですか。それは皆さんのほうから農業会議に諮問されれば、費用をそつちからもらつてゐるから、しかたがないから、まあ都合のいいように書いておけという答申であらうと私は思ふのです。実際やつたらたいへんなことになりまふよ。そしてたいへんなことになるばかりでなく、逆に事務局がそういうような形の中にあるし、さらにまた委員は、先ほど来申し上げましたように、一つの問題をきめるのに今度はけんけんがくがくなんです。そういうときは農業委員会の権力をかさに着るといったような人があるわけですからね。私はそういうような形ではちよつと困ると思ふのです。

○大和田政府委員 市町村あるいは農業委員会に対しての委託費は、一市町村二十萬円、全体としては八千萬円でございまして、四十一年度の仕事の分量としては、農地、未墾地あるいは小作地等を含めて三千町歩程度でございまして、したがって、三千町歩で八千万円でありまふから、そう少ない金額ではございせん。それで、私も農業委員会の事務を事実的にやつてもらいまふ場合に、書記を一人新しくとるといふふうには必ずしも考えておりません。先ほど申し上げましたように、農業委員会の仕事としては、農地の移動とかあるいは小作関係の仕事もございまして、仕事が大いにふくそうした場合に、臨時の雇い上げをやることはもちろんございまして、臨時の雇い上げをやることは人を雇うというふうには考えておられないわけですよ。したがって、三千町歩動かしただけに八千万円でございまして、一町歩当たり八千円にいたしますと、二万七千円ぐらいになるのでございまして、農地の移動のあつせんでありまふとか、あるいは小作地の貸し借りでありますとか、あるいは未墾地の取得のあつせんでありまふとか、そういうものの仕事の分量として、反当二千七百圓あ

るいは町当たり二万七千円程度のものは、私はそんなに少ないものではないと思ひます。そうしてもちろん、これは委託費でございまして、市町村が持ち出しをするようなことは適当でございませぬので、四百の町村を指定いたします場合も、十月一日に一べんに四百の市町村を指定するということは私も考えておりませんから、だんだんに時期を分けて指定するわけにございまして、委託費の配分につきましても、事業分量の多いところとまとめて配賦するということも可能でございまして、またやつてみて、どうしても足らないうといふことでありますれば、当然四十二年度に増額をいたしたいと考えております。

○松浦定委員 先ほど、去年はそういうものを置くつもりはなかったというお話でしたが、それは置けないでしよう。そんな予算では、実際問題として町村における駐在員は置けないでしよう。

私も一名ないし二名置くといったように聞いておつたのですが、いまのお話ですと、そういうことはなかつた、こうおっしゃるけれども、そんな安いあれでだれも来てくれやしない。ましてや、いま言ったような形で去年より下げるといふようなことでは、私は問題ではないと思ふ。けさも言ったように、全国農業会議所ではこういうものをどんどん出すような予算が幾らでもあるわけですよ。末端ではこんな事務費的なものをやるような金はないですよ。委員会の使つた紙の裏にもう一回刷つて出さなければならぬくらいで、こんなことだつたら事務費が不足すると思ふ。そういうまるつきりごまかしのようなことでなくて、やはり上部段階に対してやるなら、下までそういう形をやらなければならぬ。この審議の過程においていろいろ問題が出ようと思ひますので、こういう点についてはもう少し検討してもらいたい。それで、この問題はおそらく相当問題だと思ひますが、大臣はどうお考えになりますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

その地帯地帯によつて多少のしんしゃくを加えることは当然であると思ひます。なお、この問題にそうたくさん金を出さなくても、私はいけるだらうと思ふのです。農業委員会等については、従来とも相当の資金、補助金も出してゐることでありまふし、このために特別にやらなくても、ある程度のことは要るでしようけれども、私はそんなに必配は要らない、こう思ふのです。しかし、それをやつてみた結果として、これはもう少し必要だといふことであれば、お説のとおり、これは増額していくことには、私もとしては特に努力は進めてまいりたいと思ひます。いまのところ、今年の一年という主として準備の期間においては、一応これでいける、こういうふうに見ておるのでございまして。さうなわけではございまして、将来ともこの問題はちよつと十分考へてはまいります。

○松浦定委員 後段のような姿勢でやりになれば問題はないわけですが、それでも平均が二十萬ですよ。その地帯によつてはそんなことではない。一方をふやすなら、こつちを削らなければならぬのですから、十萬や五萬のところもあることになるわけですよ。二十萬が最低であつても満足でないといふことを申し上げておるので、平均だから、それを上下分けたら、五十萬のところもでけるのだといふことになれば、五萬のところもでけるわけですよ。そんなばかなことはできないといふことは明らかであるのにかかわらず、特に農業委員会が非常にむずかしいところをやつておるので、それから、罰則としてこのくらのことはやれといつてもいいけれども、一生懸命やつても効果があらがないのです。私は町村の実態を見ると、遊んでおるから効果があらぬとは思ひぬ。そういう活動に対する資金の手当てがないからこそ、やはり農業協同組合に行つて頼んでみたり、町村に行つて頼んで、会合を開く場合にも御協力を得て、そういうことをやつておるから、今日どうやらこうやら農林省からあまりおしかりを受けない

程度にやっておられると思うけれども、農民から見れば満足してはいないのです。だから私は、努力するんたいうことはたいしたこじやないと思ふのです。努力なんかするのではなしに、やはりこのことは、当然、二十万は昨年並みの三十万なりあるいは四十万なりにふやすという決意を腹に持って、審議におこたえ願わないと、そんな小さいところでこだわっておられるようでは、なかなか前進しないと思うのです。こういう点をこの審議の過程においてさらに十分御検討いただいて、この法案の最終の弁論に立つ人には明快な答弁をしていただくように御要請をしておきたいと思ふます。

それから、これは重大な問題でありますから、先ほど午前中も言ったのですが、農業委員会の委員の選任について、内地が一歩、北海道が三反歩の農地を持っておれば、委員会の委員になれる資格があるといったようなことで、都市周辺の宅地なり工場敷地を持っているところとほとんど移動がある。そういう問題を審議するときに、私は決していい結果が出ていないということがはつきりわかつているのです。でありますから、ことしの七月の委員の改選にあたって、あるいは次官通達でも何でも——そういう好ましくないというような点、あるいはまたできればその被選挙権に対しては、農業委員会なんですから、少なくとも兼業農家であつてもやはりある程度他が認める人、農業をやっておるのだと目他とにも認めておるような人を、そういう人がりっぱな人なんですから、委員として入れるべきだと思ふ。ほかの会社や何かやつておつて、この土地をひとつ世話することによつてどうにかなるといふような、金もつけのために委員の座につこうとして、多くの金を使つて、そうしておれば忙しいからというやうなことで、必要な人に要請もしないでその委員会構成をしておるやうなところが、私全国には各地にあると思ふ。北海道にさへあるのですからね。本州のやうな非常に貴重な土地のところにある委員会というものは、私はもうたいへんだと思ふのです。

だから、そういうものについては、依然としてことしの七月もそのままで、一反歩と三反歩の農民が委員になつて、何会長にもなるし、あるいは府県の会長にもなるし、全国の会議の会長にもなるのですから、そういうやうなことでいいと思われのかどうか。この管理事業団の委嘱をするにあつたて、そういうところまでお考えになつたのかどうか。大臣、まず初めのこのやうな点について、何かお考えになつたのか、何もそんなことは考えないで、このことを委嘱しようといふやうにお考えになつたのかどうか、お聞きしたいと思ふます。

○坂田国務大臣 現在、法律において農業委員の資格として、あれは一反、それから北海道は三反

ということに相なつておるわけでございしますが、

実際の選出された者を見ますと、はるかに大きい

農業を営む農業者が大部分を占めておることは御

存じのとおりでございます。数字をいまちよつと

記憶がございせんが、相当大きな者が選出され

ておるというのには事実でございます。

○松浦(定)委員 私は、百のうちの一つでも問題

があれば、問題なんです。一反の人でもりっぱ

な人はおりますし、三反の人でもりっぱな人はお

るのです。けれども、その法律をつくること自体

が、農民といふものはこんなものだといふ考

え方、農民の位置づけを私は軽視したのではない

かと思ふます。おそらく社会党は、そのときそ

う法律には賛成してないと思ふます。ですから、

やはり農民はどういふものであるか、あるいは

は労働者はどういふものであるかといふたやうな

ことは明らかですから、そのことだけにこだわ

つて、今度の委託事務をさせるにあたつて、何も反

れは私は被選挙権者に関して言うのですよ。そういう点どうですか。お直しになるやうな必要は全然なしに、いままでの法律は、よくても悪くても自分は認めていくやうなやうな考えですか。

○坂田国務大臣 この点は、今後とも真に農民の

ための農業委員会として活動するやうに十分これ

は指導いたしてまいりたいと思ふます。

なお、その後における活動状況等を十分検討し

て、法律の改正が必要であるといふことに相

なりますならば、指導ではだめだといふことにな

ればならぬと思ふのでございすが、とにかく今

度の選挙にあたりましては、そういう方向に向

かつて極力指導を進めてまいりたい、かやうに存

じております。

○松浦(定)委員 少しずつ前進するやうな御意見

ですから、この問題が解決するころには、どうせ

これは改正をしなければならぬといふことにな

うかと思ふますが、その点はまあいいと思ふの

です。

それから、これは重大なことです。資料と

して、全国の各市町村の農業委員会の委員の平均

か、あるいは個人個人でもけつこうですけれど

も、できればそういうものの保有面積、それか

ら主として職業です。一反、二反やつてお

つたて農業じゃないのですから……。権利は持

つておるけれども、確かに何々会社の社長なり何々

商会の何々というのがあると思ふますから、もし

農民とするなら、農民として関連をしておる業種

別といふものの内容を書いた資料を出していただ

けますか。

○横尾説明員 ただいま御質問のございました資

料は、調製しまして、別途提出いたしたいと思

ふます。

○松浦(定)委員 それは早急に出していただか

ないと、終わりごろではちよつと困ると思ふ

私は、まだ労働大臣に全般の質問の過程から納

を終務することにいたします。
○館林委員長代理 次会は明二十七日開会するこ
とし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時十五分散会

昭和四十一年五月九日印刷

昭和四十一年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵印刷局